

障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和 7 年 3 月

社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

目 次

1	地域生活支援事業等について	
(1)	令和7年度予算(案)について	1
ア	令和7年度予算(案)の概要	1
イ	重層的支援体制整備事業について	1
(2)	地域生活支援事業費等補助金の執行について	1
ア	地域生活支援事業に係る執行について	1
イ	地域生活支援事業と地域生活支援促進事業の関係	2
ウ	地域生活支援事業等の交付対象について	2
エ	既存事業の定期的な見直しについて	3
(3)	地域生活支援事業の実施における留意事項	3
ア	必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組	3
イ	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた日中一時支援事業等の対応について	3
ウ	サービス提供に際しての障害特性に応じた配慮	4
エ	地域生活支援事業における利用者負担	4
オ	移動支援事業の実施について	4
カ	地域活動支援センターの実施について	5
(4)	障害者等の理解促進について	6
2	情報・意思疎通支援について	
(1)	意思疎通支援事業等について	8
ア	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行	8
イ	手話通訳者・要約筆記者の養成及び派遣	9
ウ	遠隔による手話通訳等の適切な実施	9
エ	代筆・代読支援者の養成及び派遣	10

オ 盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣など	10
カ 失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣	10
キ 意思疎通支援者のスキルアップ	11
ク 意思疎通支援従事者の確保事業	11
ケ その他、意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項	11
(2) 障害者ICTサポート総合推進事業について	14
ア 障害者ICTサポート総合推進事業	14
イ 障害者等のICT機器利用支援事業	14
(3) 視聴覚障害者情報提供施設について	15
(4) 読書バリアフリー法に基づく各種施策の推進について	15
ア 読書バリアフリー法の計画策定	15
イ 読書バリアフリー法関連施策の実施	16
ウ サピエ図書館の周知、広報	16
エ 地域における読書バリアフリー体制強化事業	17
(5) 電話リレーサービスの周知広報等について	17
(6) 「Net119緊急通報システム」等の周知について	18
(7) 災害時における視聴覚障害者等支援について	18
3 障害者の芸術文化活動について	
(1) 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画（第2期）について	20
(2) 障害者芸術文化活動普及支援事業について	20
(3) 障害者芸術・文化祭について	21

4	補装具費支給制度について	
(1)	補装具費支給制度の運用見直しについて	2 2
(2)	日常生活用具給付等事業の適正な実施について	2 3
(3)	難病患者等に対する補装具費支給制度、日常生活用具給付等事業の取扱いについて	2 4
5	身体障害者補助犬について	
(1)	制度の理解促進、普及啓発について	2 6
(2)	身体障害者補助犬育成促進事業の活用について	2 7
(3)	海外から来日する補助犬使用者への対応について	2 7
6	障害者の自立支援機器等について	
(1)	障害者自立支援機器の開発促進について	2 9
(2)	障害者自立支援機器の普及啓発促進について	2 9
(3)	福祉用具ニーズ情報収集・提供システムについて	2 9

< 資料 >

1	地域生活支援事業等について	
1-1	地域生活支援事業費等補助金の主な見直し内容（令和7年度予算案）	3 1
1-2	「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた日中一時支援事業等の対応について（周知）」（令和6年3月14日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡通知）	3 6
1-3	移動支援事業の実施体制整備状況（令和5年度）	3 8
1-4	地域活動支援センターの実施体制整備状況（令和5年度）	3 9

1－5	理解促進研修・啓発事業等の取組事例	40
1－6	障害者に関するマークの一例（令和6年版障害者白書（抜粋）） ..	43

2 情報・意思疎通支援について

2－1	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律概要	45
2－2	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 新旧対照表」における情報取得・意思疎通支援等に関連する記述（一部抜粋）	46
2－3	意思疎通支援事業の実施体制整備状況【都道府県別】（令和5年度）・	47
2－4	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の実施体制整備状況（令和5年度）・	48
2－5	サピエについて	50
2－6	地域における読書バリアフリー体制強化事業 参考事例	51
2－7	電話リレーサービスに関する周知広報等について	52
2－8	「Net119緊急通報システム」の概要	57

3 障害者の芸術文化活動について

3	障害者の芸術文化活動関係資料	59
---	----------------------	----

4 補装具等について

4－1	令和7年度 補装具の告示等改正（案）の概要資料	69
4－2	補聴器関係資料	79

5 身体障害者補助犬について

5	身体障害者補助犬関係資料	81
---	--------------------	----

6 障害者の自立支援機器等について

6	障害者自立支援機器等開発促進事業の概要	87
---	---------------------------	----

1 地域生活支援事業等について

(1) 令和7年度予算(案)について

ア 令和7年度予算(案)の概要

地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業は、各自治体が実施主体となり、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業である。また、国として促進すべき事業については、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、1/2又は定額の補助額を確保している。

令和7年度予算(案)における地域生活支援事業費等補助金については、以下のとおり事業の拡充等を行い、総額で502億円を計上している。

各自治体においては、地域における障害者等の支援を推進するため、拡充された事業等の活用を図るとともに、事業全体が効果的かつ効率的に運営されるよう、引き続き取り組みいただきたい。

(資料1-1) 地域生活支援事業費等補助金の主な見直し内容(令和7年度予算案)

イ 重層的支援体制整備事業について

令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設され、地域生活支援事業費等補助金の令和7年度予算(案)には、一部市町村において重層的支援体制整備事業を実施するための経費を含んでいる。

重層的支援体制整備事業を実施する市町村におかれては、対象事業について「地域生活支援事業費等補助金」の補助対象から「重層的支援体制整備事業」の補助対象となるので、執行に当たってはご留意いただきたい。

また、今後移行する自治体におかれては、所要見込みを厳格に精査いただき、特に交付税措置分を所要見込みに含めることがないよう、よろしくお願いしたい。

(障害福祉関係の対象事業) ※ 両事業とも、基礎的事業の交付税措置分を除く。

- ・ 基幹相談支援センター機能強化事業等分
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業分

(2) 地域生活支援事業費等補助金の執行について

ア 地域生活支援事業に係る執行について

地域生活支援事業については、引き続き、前年度の執行実績や必須事業の実施状況を踏まえて配分する予定である。

当該実績は、交付要綱において定める実績報告に基づいて算定しているが、例年、一部の自治体からの提出の遅れにより全体のスケジュールに影響が生じている。各自治体におかれては、実績報告の提出に当たっては、別途お示しする提出期限(参考：令和6年度は5月末日)を遵守するよう、改めてお願いしたい。

また、内示については、令和6年度と同様に、個別自治体への内示と都道府県への追加配分により行う予定である。具体的には、

- イ 個別自治体への内示については、各自治体における地域生活支援事業の実施の停滞を生じないよう、自治体ごとに一定の補助率を保証するとともに自治体間の国庫補助割合の均衡を図るなどの調整を行った上で内示する
- ロ 都道府県への追加配分については、個別自治体への内示の過不足や、各自治体における新規事業の立ち上げ等の新たな取組、取組の先進性などを勘案の上、都道府県が管内市町村間と調整して活用する財源として配分することとしているので、都道府県においては、予め了知の上、市町村等において必要な事業が実施されるよう、丁寧な対応をお願いする。

イ 地域生活支援事業と地域生活支援促進事業の関係

「地域生活支援事業」は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は各地方自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」である。

他方、「地域生活支援促進事業」は、国として促進すべき事業について特別枠に位置づけ、事業ごとに交付する補助金により事業を実施するものである。

したがって、地域生活支援事業に交付された補助金と地域生活支援促進事業に交付された補助金の配分を変更することはできないので、補助金の事前協議の際には事業費の見積りを適切に行うとともに、執行に当たっては留意されたい。

ウ 地域生活支援事業等の交付対象について

地域生活支援事業等の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱の7の留意事項において次のように明記している。

[引用開始] -----

- (4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。
 - ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業
 - イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
 - ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

----- [引用終了]

しかしながら、一部の市町村において、

- ・ 他制度で支給すべき機器等を「日常生活用具給付等事業」の対象としている
- ・ 障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」に位置付けている

等、補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去に見受けられた経緯がある。

また、基幹相談支援センター及び地域活動支援センターについては、基礎的事業が交付税措置、機能強化事業が補助金となっており、補助金の申請に当たっては、

それぞれの事業費を区分する必要があるところ、適切な算定が行われているか疑わしい事案が見られるところある。

各自治体においては、引き続き、補助金の交付申請等に、国庫補助対象外の経費が含まれていないことを十分に確認するようお願いする。

エ 既存事業の定期的な見直しについて

地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業は、毎年必要な拡充を図ってきたところであるが、事業をより効果的・効率的に実施する観点から、既存の事業についても、定期的に検証を行い、必要な見直しを行うことが重要である。このため、今後、主として一定期間継続して実施している事業を対象として、定期的な見直しを行うこととし、具体的な取扱いについて検討を進める予定であるのでご了解いただきたい。

(3) 地域生活支援事業の実施における留意事項

ア 必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、市町村が実施するものとして必須事業を定めている。この必須事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要な事業が位置づけられているが、令和5年度末時点において実施体制が整備されておらず、未だ実施していない市町村が見受けられる。

必須事業の実施体制が整備されていない市町村においては、利用対象者からサービスを受けたい旨の申し出があった際、確実にサービス提供につなげられるよう、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いしたい。（注）

あわせて、各都道府県におかれては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

なお、意思疎通支援事業等については、令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されているので、これを踏まえて実施体制の整備に取り組まれない。

注）未実施となっている必須事業がある場合、第7期障害福祉計画に実施に向けた具体的な取組を盛り込むこととしているところ、これを踏まえて、複数自治体による広域実施を検討するなど、事業の実施体制の整備に取り組むこと。（参考：「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」（平成21年1月8日障企自発第0108001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知））

イ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた日中一時支援事業等の対応について

障害者総合支援法は、障害福祉サービスに係る給付や地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことで、障害児者が安心して暮らすことができる地域社会を实

現することを目的にしている。

地域生活支援事業における日中一時支援事業等の実施について、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、ご留意いただきたい事項をまとめた事務連絡を発出している。地域生活支援事業の実施に当たっては、事務連絡を踏まえ、本人や家族の利用意向を踏まえつつ、障害福祉サービスの活用も視野に入れ、必要な支援を提供していただきたい。

(資料1—2)「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた日中一時支援事業等の対応について」(令和6年3月14日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡通知)

ウ サービス提供に際しての障害特性に応じた配慮

サービス事業者と利用者との契約において契約内容を点字、音声等で提供する等、障害特性に応じた配慮を行うよう、各自治体におかれては、引き続き、事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

エ 地域生活支援事業における利用者負担

平成22年4月から、障害福祉サービス等に係る低所得(市町村民税非課税)者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについて、これまでも課長会議等において検討をお願いしてきたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いを踏まえ、地域生活支援事業に係る利用者負担について、利用者の負担能力に応じて取り扱われるよう検討をお願いしたい。

特に、意思疎通支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担の状況等を十分に踏まえ、引き続き、サービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

オ 移動支援事業の実施について

① 効果的なサービス提供

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施に当たっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で、適切な利用時間を設定するなど、真に必要とする者にサービスが適切に提供されるようお願いする。

また、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組についてもご配慮願いたい。

さらに、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、実施していない市町村におかれては活用を図られたい。

なお、障害児の通学支援に関しては、一部自治体において、「福祉タクシー等

を活用した通学支援」に係る事業を実施している事例もある。各自治体におかれても、必要に応じて、教育と福祉の部署で連携し、移動支援事業についても真に必要なとする者にサービスが適切に提供されるようお願いする。

(資料 1－3) 移動支援事業の実施体制整備状況 (令和 5 年度)

② 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修

視覚障害者移動支援従事者資質向上研修は、視覚障害者の移動の支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、ガイドヘルパーの指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用について検討されたい。

③ 令和 6 年地方分権改革に関する提案募集について

令和 6 年の地方分権改革に関する提案募集において、「障害福祉サービスの施設入所支援と地域生活支援事業の移動支援が併用可能であることの明確化」が提案された。

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて実施主体である市町村等において柔軟な形態により事業を計画的に実施するものであることから、実施要綱においても特に規制はしていないところである。

本提案を受け、複数の自治体へ併用事例について聞き取りを行ったところ、「土日などの日中活動が行われていない日や平日の日中活動後に、入所者の個別の外出の希望に施設職員での対応が困難な場合について、移動支援を利用している」などの事例も確認できたため参考とされたい。

カ 地域活動支援センターの実施について

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。

地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

(参考) 地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

(資料 1－4) 地域活動支援センターの実施体制整備状況 (令和 5 年度)

(4) 障害者等の理解促進について

「理解促進研修・啓発事業」等の実施に当たっては、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等による、障害及び障害者等に対する理解を深めるための普及・啓発を目的とした広報活動の実施等、地域の社会参加推進センター等とも連携を図りながら、地域における障害者等の理解の促進を図っていただきたい。

また、障害者等の理解促進に対する取組については、東京都における「ヘルプマーク」や鳥取県における「あいサポート運動」などの取組が実施されているので、参考としていただくとともに、障害者に関するマークの紹介に当たっては、マーク等の配布のみにとどまらず、支援等が必要な者に適切な支援が届くよう、当該マークの持つ意味を広く地域住民に周知することにも、あわせて取り組まれない。

(資料 1－5) 理解促進研修・啓発事業等の取組事例

(資料 1－6) 障害者に関係するマークの一例 (令和 6 年版障害者白書 (抜粋))

① ヘルプマークについて

ヘルプマークは、東京都において、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークである。

都民に対して、電車などでポスターを掲示する等により、ヘルプマークを必要とする方に対して当該マークの所持を促すとともに、ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動を呼びかけている。

また、ヘルプマークは、平成 29 年 7 月には日本工業規格 (J I S) に位置付けられ、厚生労働省においても、ホームページへ掲載し、広く周知を図っている。

このヘルプマークについては全国的に広がっており、現在、全ての都道府県で導入されているとのことである。

② あいサポート運動について

鳥取県では、地域の誰もが障害のある方と共に生きるサポーターになっていただく取組として「あいサポート運動」を推進している。この運動は、様々な障害の特性などを理解するための研修に参加した方を「あいサポーター」として認定し、日常的に「あいサポートバッジ」を着用して、障害のある方が困っているときにちょっとした手助けを行う取組である。この運動により、「障がいを知り、共に生きる」をスローガンとして、障害のある方を手助けしやすい環境づくりを進めるとともに、障害のある方が暮らしやすい地域社会の実現を目指している。

この鳥取県で始まった「あいサポート運動」は全国的に広がっており、令和 6 年

10月1日時点で、8県17市6町が鳥取県と連携を図り「あいサポート運動」に取り組んでいるとのことである。

2 情報・意思疎通支援について

(1) 意思疎通支援事業等について

ア 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が令和4年5月25日に施行されたところである。

また、令和5年5月19日に第7期障害福祉計画に係る基本指針が告示され、その中では、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、障害特性に配慮した意思疎通支援等の促進について新たに記載したところである。

各都道府県並びに市区町村におかれては、上記を踏まえ、障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援のニーズを把握し、地域生活支援事業の意思疎通支援事業や、専門性の高い意思疎通支援を行う者（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者）の派遣事業及び養成事業等の実施に努めていただきたい。なお、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や改正障害者差別解消法の施行等による意思疎通支援のニーズの増加に対して、適切に対応するための実施体制の整備促進を図る観点から、これまで地域生活支援事業の市町村任意事業として実施していた「奉仕員養成研修」について、令和7年度から必須事業として取り扱うこととしたので、管内市町村への周知をお願いする。

（資料1－1）地域生活支援事業費等補助金の主な見直し内容（令和7年度予算案）

養成事業の実施にあたっては、国が策定したカリキュラムを踏まえて実施するようお願いする。なお、手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等については、令和5年6月26日に新たに通知しているので、養成研修事業を実施する際は、本通知の内容を基本に実施するようお願いする。

養成カリキュラム一覧

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」（令和5年6月26日障企自発0626第1号）○ 「要約筆記者の養成カリキュラム等について」（平成23年3月30日障企自発0330第1号）○ 「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について」（平成25年3月25日障企自発0325第1号）○ 「失語症者向け意思疎通支援者の養成カリキュラム等について」（平成30年3月29日障企自発0329第1号） |
|--|

また、意思疎通支援者の指導者養成については、令和7年度も以下の団体に委託して実施するので、積極的に参加していただくとともに、修了者を指導者として活用されたい。

（手話通訳者）社会福祉法人全国手話研修センター

「手話奉仕員・手話通訳者養成担当講師連続講座」

「手話奉仕員・手話通訳者養成担当講師ブロック研修会」

（要約筆記者）社会福祉法人聴力障害者情報文化センター

「要約筆記者指導者養成研修」

（盲ろう者向け通訳・介助員）社会福祉法人全国盲ろう者協会

「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修会」

（失語症者向け意思疎通支援者）一般社団法人日本言語聴覚士協会

「失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修」

（資料 2－1）障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律概要

（資料 2－2）「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 新旧対照表」における情報取得・意思疎通支援等に関連する記述（一部抜粋）

（資料 2－3）意思疎通支援事業の実施体制整備状況【都道府県別】（令和5年度）

（資料 2－4）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の実施体制整備状況（令和5年度）

イ 手話通訳者・要約筆記者の養成及び派遣

手話通訳者及び要約筆記者の養成事業の実施にあたっては、国が策定したカリキュラムを基本に実施しているところであるが、養成講習を修了した者が他自治体の登録試験を受験する際は、再度養成講習を受けることなく受験することを可能としている。

また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業の実施にあたっては、「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について（平成25年3月27日付障企自発0327第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）」に基づいて実施しているところであるが、同通知において、手話通訳士試験合格者を意思疎通支援者として登録可能としている他、登録試験に合格した者が他自治体に登録する際は、再度養成講習や試験等を受けることなく登録することについても可能としていることについて、あらためて周知するので、御了知いただきたい。

ウ 遠隔による手話通訳等の適切な実施

意思疎通支援事業等においては、地域のニーズに応じて手話通訳者及び要約筆記者の派遣や設置を実施しているところであるが、利便性や緊急時の対応強化等の観点か

ら、タブレット等を用いた遠隔による手話通訳等も実施可能としている。

遠隔による手話通訳等は、災害や緊急事態等に限らず、聴覚障害者のニーズを踏まえた円滑な支援を提供できることから、都道府県・市町村、聴覚障害者情報提供施設が連携の上、タブレット等の整備を進めるなど、聴覚障害者に対する支援の充実に努めていただきたい。

エ 代筆・代読支援者の養成及び派遣

代筆・代読支援は、視覚障害のある方が安心して日常生活を送り、社会参加をするための重要なコミュニケーション支援の一つであり、地域生活支援事業における意思疎通支援事業として実施可能としているところであるが、未だ実施に向けた体制の整備が低調な状況である。

このため、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合において、令和4年度に「代筆・代読支援の効果的な支援方法に関する調査研究事業」を実施したところ、全盲に限らず、弱視の視覚障害者にとっても代筆・代読支援が必要であり、居宅介護や同行援護における代筆・代読支援だけでなく、意思疎通支援事業として代筆・代読支援を実施する必要性が確認された。ついては、代筆・代読支援が未実施の自治体におかれては、視覚障害者のニーズを適切に把握し、事業実施に向けて積極的に取り組むようお願いする。

オ 盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣など

視覚と聴覚に障害がある盲ろう者は、障害が重複することで日常生活や外出等の様々な場面において支援が必要であるとともに、支援者は触手話や指点字等の専門性の高い特別なコミュニケーション技術が必要となることから、各都道府県等においては、地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣事業の積極的な実施をお願いする。

また、障害福祉サービスの同行援護において、盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者に対して支援を行った場合は報酬上の加算が算定できること、盲ろう者が介護サービスを利用する場合には利用中に盲ろう者向け通訳・介助員が付き添い、触手話や指点字等の専門性の高い特別なコミュニケーション支援を実施可能であることから、引き続き管内市町村、サービス事業所等に周知願いたい。

なお、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、同行援護の特定事業所加算の加算要件の選択肢に「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合が新たに追加されたところであり、引き続き管内市町村、サービス事業所等への周知をお願いする。

カ 失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣

脳の損傷により話すことや言葉を理解することが困難になる失語症者を支援する失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣については、地域生活支援事業の専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成事業及び派遣事業（都道府県必須事業）、意思疎通支援事業（市町村必須事業）として実施可能としているところであるが、他の意思

疎通支援と比較すると、その実施状況は低調である。

国においては、一般社団法人日本言語聴覚士協会に委託して「失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修」を実施していることから、事業未実施の都道府県においては、当該研修を積極的に活用して指導者を確保するとともに、失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣が他の意思疎通支援と同等の実施体制の整備が図られるよう積極的な取組をお願いする。

また、失語症者に対する支援は、失語症当事者やその家族、自治体、言語聴覚士等の関係者が連携して取り組む必要があることから、支援者派遣の実施体制の構築に当たっては各都道府県及び市町村で連携しつつ、失語症者の個別の状況やニーズを踏まえ、手帳の有無や医師の診断等をもとに支援の必要性を判断するなど、地域の特性に応じた柔軟な事業実施をお願いする。

キ 意思疎通支援者のスキルアップ

令和元年度に創設した「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」（地域生活支援促進事業）においては、手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者等の意思疎通支援者のスキルアップを図るとともに、地域における意思疎通支援者の計画的な養成を促進するための事業についても実施しているところである。なお、令和6年度から、都道府県・指定都市・中核市に加え、その他の市区町村についても実施主体としたところであり、引き続き管内市区町村への周知をお願いする。

また、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳士の技術向上のための講座、社会福祉法人全国手話研修センターが実施する手話通訳者及び手話通訳士の資質向上のための現任研修については、令和7年度も引き続き実施することとしているので、各都道府県等におかれては、積極的に受講者を派遣するなどのご配慮をお願いする。

ク 意思疎通支援従事者の確保事業

意思疎通支援従事者の確保を図ることを目的として、意思疎通支援事業等の分野への参入促進や意識変容を図るため、「意思疎通支援従事者の確保事業」において、広報・啓発活動を実施している。令和4年度から引き続き令和6年度も株式会社朝日新聞社が以下の専用ポータルサイトにて情報発信等を行っている。この中には、先進的な取組を行う自治体を紹介した記事も掲載されているため、意思疎通支援事業等の実施にあたって参考とされたい。

株式会社朝日新聞社ポータルサイト

<https://withnews.jp/extra/ishisotsushien/>

ケ その他、意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項

意思疎通支援事業等の実施にあたっては、次の事項についても、ご留意願いたい。

- 令和5年6月26日に発出した「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等

について」においては、頸肩腕障害に関する内容を含む、手話通訳者の健康管理について規定している。手話通訳者等の派遣事業の実施にあたっては、本カリキュラム及び学習指導要領を踏まえ、意思疎通支援者の健康に配慮願いたい。

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や第5次障害者基本計画において、「あらゆる分野の活動に参加するためには、障害特性に応じた意思疎通のための手段を選択できるようにすること」を基本理念に掲げるなど、障害者に対する意思疎通支援の重要性は益々高まっているところであり、福祉分野だけでなく、様々な分野においても意思疎通支援が行われ、意思疎通支援者の活躍の場が広がっている。

聴覚障害者や失語症者など障害の有無の判断が難しい方々については、障害があることに気づかれない等により、意思疎通支援が行われない等の不利益が生じているといった事例も報告されている。

特に司法や警察の手続き等を行う場合において、障害者が権利を円滑に行使できるよう、司法や警察関係の組織及び関係者等から、都道府県や市区町村の障害福祉担当部局に対して、障害への配慮の相談や意思疎通支援者の派遣依頼等に関する連絡があった際には、関係団体等と連携し、適切に対応願いたい。

また、改正障害者差別解消法が令和6年4月に施行され、民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されたところであるが、障害者差別解消法に基づく基本方針において、合理的配慮は具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、事業者にとって、実施に伴う負担が過重にならない範囲で、障害者本人の意向を尊重しつつ、柔軟に対応する必要があるものとされている。

障害者差別解消法における合理的配慮の観点から、事業者の活動の中での意思疎通支援については、まずは事業者自らが整備することとしているが、事業者における正当な理由により合理的配慮の提供が難しい場合には、障害者のニーズ等の状況や具体的場面に応じて、実施主体である自治体において、地域生活支援事業における意思疎通支援事業を実施するかどうか判断が必要であり、正当な理由なく、障害者本人に対する意思疎通支援が行われない等の不利益が生じないように、事業者と連携し、適切に対応願いたい。

- 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）について、令和7年度は以下のとおり実施される予定であるため、各都道府県等においては、関係機関、関係団体への周知をお願いする。

<第36回 手話通訳技能認定試験>

学科試験 令和7年7月27日（日）〔会場：埼玉、東京、大阪、福岡（予定）〕

実技試験 令和7年9月28日（日）〔会場：埼玉、東京、大阪、福岡（予定）〕

<https://www.jyoubun-center.or.jp/slit/exam/about/>

- 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターにおいては、聴覚障害者への支援者や

手話通訳者等を対象に、専門家や現場の実践者から、精神障害等をあわせ持つ聴覚障害者に対する支援等を学ぶ研修会を実施している。複雑化する聴覚障害者の支援ニーズに対応するための学びの機会であるため、各都道府県等においては、関係機関、関係団体への周知をお願いする。

- 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターでは、「字幕ビデオライブラリー共同事業（都道府県等の共同出資による事業）」並びに「手話入り映像ライブラリー等製作貸出事業（厚生労働省委託事業）」において、手話や字幕を挿入した映像製作を行っている。

当該事業で製作する手話・字幕入り映像作品は、手話や字幕が付与されていない映像作品の中から選定されているため、聴覚障害者に対する情報保障の観点から、本事業で製作された手話・字幕入り映像作品を積極的に活用いただくようお願いする。

しかしながら、「字幕ビデオライブラリー共同事業」については、近年、事業に参加する都道府県等が減少傾向にあり、また、参加する都道府県等においてもタイトル数を縮減する傾向が見られる。

地域によって聴覚障害者が利用できる手話・字幕入り映像作品の数に差が生じることは、聴覚障害者の方への情報格差につながることから、本事業への参加並びに内容の充実を検討いただくようお願いする。

- 喉頭ガンや咽頭ガンなどによって喉頭を摘出された方（喉摘者）は、発声機能を失い、家族をはじめ他者と話すことができず、円滑な意思疎通を図る上で支障が生じている。しかし、食道発声や電気式人工喉頭^(※)などの発声訓練により代替音声を習得することで、再び会話ができるようになるのだが、最近では、発声訓練指導者の高齢化や、発声訓練教室の開催場所の確保が難しい等の理由により、発声訓練を受けられる機会が減ってきている状況がある。喉摘者の生活の質の向上を図る上で、発声訓練を受ける機会の確保は大変重要であるため、地域生活支援事業による発声訓練指導者の養成や、発声訓練の運営支援の充実を検討いただくとともに、喉摘者に対する発声訓練の必要性について、関係団体等への周知をお願いする。

※食道発声

食道に空気を取り込み、ゲップの要領で逆流させ食道の粘膜を振動させて発声する方法。

※電気式人工喉頭

電気の振動を使い、口の中に響かせて構音機構（舌、唇、歯など）を使って発声することができる福祉用具。

- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を契機とした国際手話通訳者の養成については、「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」において実施可能である旨、周知してきたところであるが、2025年夏季デフリンピック

東京大会の開催へ向けた国際手話通訳者の養成についても同様に実施可能であるので、積極적으로活用いただきたい。

(2) 障害者 ICT サポート総合推進事業について

ア 障害者 ICT サポート総合推進事業

障害者 ICT サポート総合推進事業では、障害者の情報アクセシビリティ向上のため、ICT サポートセンターの設置やパソコンボランティアの養成・派遣等の取り組みを実施しているところである。

これらの取組は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」（令和 5 年 12 月 26 日閣議決定）に位置づけられており、デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策とされている。また、ICT サポートセンターの設置については、第 5 次障害者基本計画において、全都道府県に設置することが目標とされている。これらを踏まえ、事業未実施の都道府県等においては、積極的に ICT サポートセンターの設置等に努めていただきたい。

また、これらの取組は、現在、デジタル庁が進めている、デジタルに不慣れな方をサポートする「デジタル推進委員」制度の趣旨に合致していると評価されていることから、当該事業に従事する者はデジタル庁に申請することで、デジタル推進委員に任命されることとなっている。

令和 3 年度より、都道府県等には該当者への周知をお願いしてきており、すでに一定数の本事業従事者が「デジタル推進委員」の任命を受けているところである。今後も引き続き募集を行っているため、本制度の趣旨等をご理解いただき、積極的にデジタル庁へ申請いただくよう、あらためて周知をお願いする。

また、障害者 ICT サポート総合推進事業の実施に当たっては、障害者に対するマイナンバーカードの申請支援やマイナポータル利用説明の実施等、マイナンバーカード普及が促進される取組を積極的に実施していただくようお願いする。

デジタル庁 HP（デジタル推進委員の取組）

https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff/

障害者 ICT サポート総合推進事業実施状況

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26552.html

イ 障害者等の ICT 機器利用支援事業

障害者等の ICT 機器の利用支援を図ることを目的として、令和 4 年度より「障害者等の ICT 機器利用支援事業」を新設し、各地方公共団体が設置する ICT サポートセンターの活動を支援する拠点（ICT サポートセンター連携事務局）の設置等を行う事業を実施している。（令和 6 年度事業実施団体：株式会社 NTT データ経営研究所）

令和 6 年度においては、

- ・ ICT サポートセンターの役割を整理し、ICT サポートセンターの運営や相談対応に必要な手順等をまとめた手引きの作成
- ・ ICT 利用支援会議や自治体交流会の開催を通じての事例共有や、ICT に関する情報共有

等を実施しているところである。

ICT サポートセンター運営の手引きは、各地域の ICT サポートセンターにおける事業の標準化を図るとともに、センターの相談能力の向上及び業務負担の軽減を図ること等を目的として作成しているところであり、本手引きの活用によって、これまで以上に効果的な支援の実施が期待されるところである。今後まとまり次第、共有する予定であるため、各都道府県等におかれては関係団体等に周知の上、有効にご活用いただきたい。ICT 利用支援会議等においては、事例を元に各地域で抱える課題を共有し、課題に応じた対応方法等の意見交換を実施した他、ICT 機器の利用支援に関する外部機関との連携等の情報を共有したところである。

本事業は令和 7 年度も実施する予定としており、当該会議等において、引き続き事例共有等を通じた ICT 機器の利用支援を図っていくこととしている。

各都道府県等におかれては、障害者等への ICT 機器の利用支援がより促進されるよう、本事業の取組みを有効にご活用いただきたい。

また、ICT サポートセンター未設置の都道府県等におかれては、ICT サポートセンター設置に向けた情報収集等を行う機会の場合として当該会議等へ参加いただくとともに、ICT サポートセンターの設置を検討いただくようお願いする。

（３）視聴覚障害者情報提供施設について

点字図書館や聴覚障害者情報提供施設の運営費である身体障害者保護費負担金（点字図書館等事務費）のうち、情報化対応特別管理費は、点字・録音図書、手話・字幕入りビデオ等の製作に必要な環境整備や人材確保等に係る経費を対象とした加算である。本加算については、令和元年度に読書バリアフリー法の施行を踏まえ、点字図書館分の単価を増額し、令和 5 年度には障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を踏まえ、聴覚障害者情報提供施設分の単価を増額したところである。各都道府県等におかれては、管内の点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設と連携し、積極的に活用いただきたい。

（４）読書バリアフリー法に基づく各種施策の推進について

ア 読書バリアフリー法の計画策定

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の規定により、地方公共団体は視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定に努めることとされているが、未だ全ての都道府県、指定都市、中核市において策定されていない状況である。文部科学省及び厚生労働省では、地方公共団体の

計画策定を推進するため、両省のホームページや主催する会議・研修会等において、地方公共団体の策定状況や実際に策定した事例等について周知しているところであり、都道府県を中心とする地方公共団体においては、既に策定された他の地方公共団体の計画を参考にしながら、計画の策定を検討いただくようお願いする。

なお、国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（基本計画）については、令和6年度末で計画期間が終了するため、読書バリアフリー法に基づく協議会において、関係者からの意見聴取等を経て、基本計画（第二期）の策定に向けた検討を進めてきたところである。今後、令和7年3月中に基本計画（第二期）の策定・公表を行うこととしているので御了知いただきたい。

読書バリアフリー基本計画

<https://www.mhlw.go.jp/content/000648645.pdf>

< 地方公共団体の計画策定状況（令和6年2月1日時点） >

読書バリアフリー計画の策定状況概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/001248802.pdf>

読書バリアフリー計画の策定状況一覧

<https://www.mhlw.go.jp/content/001248803.pdf>

イ 読書バリアフリー法関連施策の実施

読書バリアフリー法においては、視覚障害者の他、読字に困難がある発達障害者（ディスレクシア等）や、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である者についても対象としている。

読書バリアフリー法に係る関連施策の実施にあたっては、「読書バリアフリー法を踏まえた障害福祉関連施策の推進について（通知）」（令和3年3月29日障企自発 0329 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）に基づき実施しているところであるが、主に視覚障害者に対する支援を実施している点字図書館におけるサービスの利用によって、発達障害や上肢機能障害等も含めた地域の読書困難者の読書環境の整備の推進が図られることから、各点字図書館においても必要な支援の実施に努めていただきたい。

ウ サピエ図書館の周知、広報

サピエ図書館については、全国の点字図書館等で製作された点字やデジータを個人や会員施設等がダウンロードすることができる体制を整えているが、会員登録をしている視覚障害者等は一部であり、公立図書館・学校図書館についても、点字図書館と比較した場合、会員登録している図書館は限られている。

そのため、地方公共団体におかれては、管内の視覚障害者等のサピエの利用促進に取り組んでいただくとともに、公立図書館・学校図書館への加入促進に当たっては、これらを所管している社会教育部局等との連携を図られたい。

(資料 2－5) サピエについて

エ 地域における読書バリアフリー体制強化事業

令和 2 年度より、点字図書館と公立図書館、障害当事者団体等の連携を図ることにより身近な地域における読書環境の整備等に取り組むなど、地域における読書バリアフリー体制の強化を図る「地域における読書バリアフリー体制強化事業」を、地域生活支援促進事業（都道府県等事業）として実施している。当該事業では、

- ・ 点字図書館と公立図書館等が連携を図るための協議会の設置、支援ノウハウの提供やサービス実施の充実に向けた研修会等の実施。
- ・ 視覚障害以外の障害（上肢障害や識字障害など）のある者のサピエ等の利用促進にかかる取組（関係団体等の協議会の設置、接遇や留意点等の研修の実施）
- ・ 点字図書館と公立図書館の連携に併せて、地域における点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成の推進

等を対象にしている。令和 6 年度からは、都道府県・指定都市・中核市に加え、その他の市区町村についても実施主体としているため、引き続き管内市区町村への周知をお願いする。

なお、本事業の取組を進める上で参考となるよう、地方自治体における好事例を紹介するので、特に未実施の地方公共団体におかれてはご参照いただき、事業実施に向けて積極的な活用を図られたい。

(資料 2－6) 地域における読書バリアフリー体制強化事業 参考事例

(5) 電話リレーサービスの周知広報等について

令和 3 年 7 月より、総務省が所管する「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づき、一般財団法人日本財団電話リレーサービス（電話リレーサービス提供機関）により、公共インフラとしての「電話リレーサービス」の提供が開始されている。

電話リレーサービスは、これまで電話を利用することが困難だった聴覚障害者等が、手話や文字を介することで電話を利用することを可能とするものであり、聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に大きな意義を有するサービスとなっている。

また、令和 7 年 1 月より、電話リレーサービスの新たなサービスとして、「文字表示電話サービス（ヨメテル）」の提供が開始されている。

「ヨメテル」は、利用者が自分の声で通話相手に直接伝え、通話相手の声を文字で読むこと（文字化）を可能とするものであり、難聴や中途失聴など聞こえにくさを自覚するより多くの方々が電話によるコミュニケーションを実現するサービスとなって

いる。

電話リレーサービスが開始されてから3年以上経過したものの、本サービスの認知不足により間違い電話と勘違いされるなどサービス利用に支障が生じる事例も報告されており、これらのサービスの内容を広く知ってもらうことが重要である。地方公共団体におかれては、聴覚障害者情報提供施設、関係団体等と協力の上、電話リレーサービス及びヨメテルの周知広報に取り組んでいただくとともに電話リレーサービスの法人利用登録について積極的な活用をご検討いただきたい。

電話リレーサービス

- ・パンフレット https://www.nftrs.or.jp/files/trs_leaflet.pdf
- ・ポスター https://www.nftrs.or.jp/files/trs_poster.pdf

ヨメテル

- ・パンフレット https://www.yometel.jp/files/yometel_leaflet.pdf
- ・ポスター https://www.yometel.jp/files/yometel_poster.pdf

(資料2-7) 「電話リレーサービスに関する周知広報等について」(令和6年12月24日付総情活第127号、障企自発124第1号、総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長連名通知)

(6) 「NET119 緊急通報システム」等の周知について

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が、スマートフォン等を用いて、簡易なボタン操作により緊急通報を行うことを可能とする「NET119 緊急通報システム」については、平成29年より全国の消防本部にて導入が進められている。このようなシステムは、聴覚・言語機能障害がある方々の安心・安全に大きく貢献するものであることから、「NET118」や「110番アプリシステム」と合わせて、関係部局等と連携の上、引き続き、市町村における広報、聴覚・言語機能障害者や関係団体等への周知をお願いする。

(資料2-8) 「NET119 緊急通報システム」の概要

(7) 災害時における視聴覚障害者等支援について

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策を講じることが重要である。

災害時の情報保障については、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン(令和3年5月改定内閣府(防災担当))」、「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン(チェックリスト)(令和6年12月改定内閣府(防災担当))」や「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(令和6年12月改定内閣府(防災担当))」

をもとに、災害関係部局、福祉関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いする。

また、国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）において、令和7年度も以下の事業をオンラインで開催する予定としているので、関係機関への周知をお願いする。

◇「災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成研修事業」（オンライン）

災害時に障害者への支援を行うボランティアリーダーを養成

◇「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」（オンライン）

災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法等を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材を養成

3 障害者の芸術文化活動について

障害者の芸術文化活動については、創造・発表・鑑賞等、全国各地で様々な工夫をこらした取組が行われているところである。各自治体におかれても、地域における障害者の芸術文化活動等の推進に関わる事業に積極的に取り組まれない。

(1) 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画（第2期）について

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下「障害者文化芸術推進法」という。）は、障害者基本法及び文化芸術基本法の基本的な理念にのっとり、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするものである。

令和5年3月に、厚生労働省と文化庁では障害者文化芸術推進法第7条に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期：令和5年度～9年度）」（以下「基本計画」という。）を策定し、関係府省庁と連携して各種施策を進めているところである。各都道府県におかれても、障害担当部局及び文化担当部局が連携の上、障害者による文化芸術活動の推進に関する各種施策を推進されたい。

また、障害者文化芸術推進法第8条において、「地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされていることを踏まえ、各地域における障害者の芸術文化活動がより一層促進されるよう、未策定となっている自治体におかれては早期に計画の策定をお願いしたい。

(2) 障害者芸術文化活動普及支援事業について

「障害者芸術文化活動普及支援事業」は、障害者が芸術文化を享受し、多様な活動を行うことができるよう、地域における障害者の芸術文化活動を支援する体制を全国に普及し、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。このうち「都道府県レベルにおける活動支援」においては、実施主体である都道府県が、地域の障害者団体や芸術文化団体・施設はもとより、芸術文化活動を行う障害者本人やその家族、福祉施設、文化施設等を支援する拠点となる障害者芸術文化活動支援センターを設置することとしている。

都道府県における支援センター設置自治体は、平成29年度の本事業開始時の20自治体から、毎年度増加し、令和6年度では45自治体となるなど着実に拡がりを見せている。未設置となっている自治体におかれては早期の設置を検討いただくとともに、文化担当部局とも連携を図りながら、障害者の芸術文化活動を支援する体制の整備を図られたい。なお、各地の支援センターの取組等を掲載した「障害者芸術文化活動普及支援事業公式サイト」が開設されているので、そちらも参照されたい。

また、令和5年度より本事業の実施要綱を改正し、障害者文化芸術推進法第8条に基づく計画を策定した都道府県における支援センターの機能強化を図る取組を支援することとしているので、例えば、アウトリーチ型の支援体制の構築等、さらなるセンター機能の充実等について検討されたい。

なお、本事業の実施に当たっては、身近な地域で支援を必要とする人が質の高い支援を受けられるよう、持続可能な実施体制を構築していくことが重要であるため、支援センターの運営等の手立てとなる「障害者芸術文化活動支援センター 運営サポートブック」（令和4年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業）を活用するなど、定期的な実施内容の振り返りや改善にも取り組まれない。

「障害者芸術文化活動普及支援事業公式サイト」

<https://arts.mhlw.go.jp/>

「障害者芸術文化活動支援センター 運営サポートブック」

https://arts.mhlw.go.jp/wp-content/uploads/2023/04/Management_SUPPORT_BOOK.pdf

（３）障害者芸術・文化祭について

障害者芸術・文化祭は、平成29年度から、国民文化祭の開催都道府県を開催地として一体的に開催されている。開催都道府県においては、引き続き、国民文化祭と障害者芸術・文化祭が相互に連携し、障害の有無に関わらず文化芸術の創造、発表、鑑賞の機会の充実・拡大を図っていただくとともに、国民の障害への理解をより一層促進されたい。

令和7年度以降の開催地は次のとおり予定しているので、各都道府県におかれては管内市町村、関係団体等へ周知いただくとともに、文化施策担当部局とも緊密に連携の上、本大会への積極的なご協力をお願いしたい。

令和7年度	長崎県	ながさきピース文化祭 2025
令和8年度	高知県	よさこい高知文化祭 2026
令和9年度	調整中	
令和10年度	愛媛県	

また、障害者芸術・文化祭と連携して、全国的な機運醸成を図ることを目的として障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業を実施しているところである。令和7年度においても引き続き、本事業を実施することとしているので、障害者芸術・文化祭の開催都道府県の担当部局とも緊密に連携の上、実施の検討をお願いしたい。

（資料3）障害者の芸術文化活動関係資料

4 補装具費支給制度について

(1) 補装具費支給制度の運用見直しについて

補装具費支給制度における基準額等は、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第528号）で定められているところであるが、本告示については、障害当事者団体、学術団体等の関係団体に対するヒアリング調査の結果を踏まえた改正を行い、令和7年4月1日から施行する予定としている。

（主な改正内容（案））

- 姿勢保持装置と座位保持椅子等の区分の明確化
- 種目の名称変更（「座位保持椅子」を「車載用姿勢保持装置」に変更）に伴う「頭部保持具」の廃止
- 補聴援助システムの支給基準の変更
- 所要の見直し 等

（資料4－1）令和7年度 補装具の告示等改正（案）について

① 補装具費の適切な支給に向けた取組の推進について

補装具費支給制度の運用にあたり、申請者の利便性の向上を図りつつ、公平かつ適正に支給されるよう、各自治体において様々な取組を行っていただいているところであるが、本告示の改正に伴い、補装具費支給事務取扱指針や補装具費支給事務取扱要領の改正も行うこととしているので、その運用に遺漏のないようにされたい。

また、市町村におかれては、購入のみならず修理に係る補装具費支給事務においても、申請者や補装具事業者と連携の上、原則として申請書の提出があった日の翌日から起算して2週間以内に可否を決定するなど、支給事務に係る標準処理期間を定めてその迅速な対応に努められたい。特に、進行性疾患の難病患者に対する支給決定については、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たす可能性が高い場合には、早期に支給されたい。

なお、人工内耳用音声信号処理装置については、補装具費支給制度において交換の必要がない場合の修理の費用を対象としており、人工内耳用音声信号処理装置が破損した場合及び医学的に必要と認められる場合の交換については保険適用されている。両制度の運用により人工内耳使用者に対して適切な給付が行われるよう、補装具費支給制度における取扱いと併せて、保険適用の取扱いについても周知していただきたい。

② 施設入所者の判定について

施設入所者の補装具費支給に関する判定については、援護地の更生相談所による判定を求める場合があるが、対応する施設に過重な負担となっている実態があることに鑑み、援護地を管轄する更生相談所は可能な限り、来所判定に代えてオンライン、動画又は書類による判定を行うこととし、それでも来所判定が必要と判断する場合にの

み、市町村が施設所在地を管轄する更生相談所に対し判定依頼を可能にする旨を補装具費支給事務取扱指針に定める予定としているので、適切な運用をお願いする。

③ 障害児の支給に係る身体障害者更生相談所との連携について

障害児に対する補装具費の支給にあたっては、支給決定に至るまでのプロセスが障害者と異なることから、脳性麻痺がある児童に対する歩行器や、体幹機能障害のある児童や重症心身障害児に対する重度障害者用意思伝達装置など、一部の市町村においてその支給決定等に苦慮している事例が寄せられている一方、障害児の判定についても身体障害者更生相談所に積極的に依頼することにより、事務が円滑に行われている自治体もある。ついては、前述した平成30年度の障害者総合福祉推進事業において紹介されている事例等を参考にした上で、市町村は支給決定にあたり利用者の希望や就学を含めた日常生活全般に係る情報を適切に把握できるよう、身体障害者更生相談所や指定自立支援医療機関と情報を共有する等、積極的な連携を図り、障害児に対する支給決定について適切な運用をお願いするとともに、都道府県におかれては、各市町村等に対して適切な運用に関してご助言をお願いする。

④ 適切な補聴器販売店等の選定について

市町村は、申請者が適切な補装具事業者の選定及び契約等ができるよう、補装具事業者の経歴や実績等を勘案し、情報の提供に努めていただきたい。

特に、補聴器販売店の選定にあたっては、申請者の状態に適合した補聴器が支給されるよう、公益財団法人テクノエイド協会が認定している認定補聴器技能者の従事する販売店等を参考にされたい。

また、消費者庁と共に補聴器の使用を検討中の方に対する留意点等を示しているので、管内の関係団体に対しても幅広く提供されたい。

消費者庁HP

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_029

(資料4-2) 補聴器関係資料

(2) 日常生活用具給付等事業の適正な実施について

日常生活用具給付等事業は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業により、市町村必須事業として実施される補助事業である。その事業費は年々増加傾向にあり、今後も安定した事業運営を行うためには、各市町村において効果的・効率的な事業実施が図られる必要がある。また、当事者団体等からは、一部の市町村において、平成18年の障害者自立支援法以前に国が定めた内容に基づき実施している等、長期間にわたり種目や基準額等の見直しが行われていない状況にあるとの声も寄せられているところである。

このため、日常生活用具給付等事業は、種目や基準額等の具体的な運用方法は実施主体である各市町村が決定する仕組みであることを改めて確認いただくととも

に、定期的に当事者の意見を聴取によるニーズ把握や実勢価格の調査等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額となるよう定期的な見直しに努められたい。また、当事者の意見を聴取する際は、幅広い障害種別を対象に実施していただくとともに、筆談や読み上げなど障害に応じて求められる意思疎通に関する合理的配慮の提供についても併せてお願いする。

なお、各自治体の状況について、令和２年度障害者総合福祉推進事業による「日常生活用具給付等事業の実態把握」の報告書がとりまとめられているので、定期的な見直し等、効果的な事業実施の参考としていただくとともに、事業費の効率化の観点から、以下の２点についても留意いただきたい。

① ストーマ用装具

購入価格については、複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するよう努められたい。

② 紙おむつ等

適宜、使用の必要性やその使用実績、納品状況、実勢価格の調査を行うこと等により適切な給付となるよう努められたい。

加えて、日常生活用具給付等事業の対象種目の選定にあたっては、健康保険制度など他制度で適用される用具ではないことを確認した上で、厚生労働省告示に定める用具の要件に該当するかどうかを判断し、要件を満たさない用具を支給することなく適切に運用するようお願いする。各都道府県においては、管内市町村に対し効果的な取組事例を共有する等、市町村における事業の適切な実施に向けた対応をお願いする。

【厚生労働省告示に定める用具の要件に該当しない用具の例】

- パソコン、タブレット（一般的に普及しているもの）
- 電池（一般的に普及していると考えられる消耗品）

なお、日常生活用具の耐用年数についても、各自治体の判断により運用されているところであるが、耐用年数を経過する前に修理不能により用具の使用が困難となった場合等には、耐用年数にかかわらず、柔軟に日常生活用具の給付等を行われたい。

（３）難病患者等に対する補装具費支給制度、日常生活用具給付等事業の取扱いについて

障害者総合支援法に規定する「障害者」の中には、「難病患者等」が含まれ、具体的には、障害者総合支援法の対象疾病であり、疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度（継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度）である者を障害福祉サービス等の支給対象としている。

補装具費の支給に関しては、身体障害認定基準と同等の障害を有している者を対象としているため、支給決定にあたっては、難病による症状の変動を考慮し、状態が悪い時の障害の程度を勘案した上で、適切に支給決定する必要がある。

また、日常生活用具給付等事業においては、障害者等の状況や地域の実情等を踏まえて、適切に支給決定する必要がある。

各市町村におかれては、難病患者等から支給の相談及び申請が行われた場合には、身体の状態や生活環境等を考慮して丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

5 身体障害者補助犬について

(1) 制度の理解促進、普及啓発について

身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）の使用者が地域で安心して生活するためには、補助犬及びその使用者に対する正しい理解が重要である。一部の医療機関や飲食店等において、未だに補助犬の同伴が拒否される例が散見されており、特に医療機関については、同伴を拒否された場合、飲食店等とは異なり、使用者が他の医療機関を選択しづらいことから、切実であるため、更なる理解の促進に取り組んでいただきたい。加えて、身体障害者補助犬法第14条に基づき、補助犬となるための訓練中、又は認定を受けるための試験中であると明示されている犬についても、公共交通機関や不特定かつ多数の者が利用する施設等への同伴が円滑に行えるよう、各機関及び施設や地域住民の理解と特段のご配慮をお願いしたい。

身体障害者補助犬法第23条では、国及び地方公共団体は、補助犬が果たす役割の重要性について理解促進に努めなければならないとされている。そのため、厚生労働省では法の趣旨に沿って、リーフレット・ステッカー等の作成・配布や普及啓発イベントの開催等により、各自治体のご協力も得ながら、補助犬やその使用者に対する理解の促進に取り組んできたところである。理解促進に資するツールとして、令和6年度から、子ども向けの学習ドリルで人気のある「うんこドリル」と連携し、クイズ形式で補助犬について学習できるオンラインコンテンツをリリースしている。また、令和6年5月には鉄道事業者と協力し、鉄道事業者における身体障害者補助犬利用者の円滑な利用に関する接遇研修を開催した。当日の研修の様子は動画にまとめ、厚生労働省のホームページに掲載しているので、各自治体での普及啓発の取組において、これらのツールを活用していただきたい。

都道府県におかれても、本法や令和6年4月に改正法が施行された障害者差別解消法の趣旨を踏まえつつ制度の周知徹底をお願いするとともに、後述の「身体障害者補助犬育成促進事業」を積極的に活用いただき、管内市町村とも連携・協力の上、リーフレットの配布や啓発イベントの開催等を通じて、理解促進、普及啓発に努めていただくようお願いする。（資料5）

また、厚生労働省が作成したリーフレット等の配布については都道府県を通じて行うこととしているが、都道府県におかれてはリーフレット等の管内活用状況を踏まえた上で、地域における補助犬の普及啓発の取組みを効果的・効率的にできるよう留意していただきたい。管内施設等からのリーフレット等送付依頼への対応や都道府県や市町村が行う普及啓発活動において、厚生労働省作成のリーフレット等が必要な場合には、以下の連絡先までご連絡いただきたい。

（連絡先）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室 社会参加活動支援係

Eメールアドレス：SGJIRITU@mhlw.go.jp

- 厚生労働省×うんこドリル ほじょ犬
<https://world.unkogakuen.com/hojoken/>

- 身体障害者補助犬の受入に関する接遇研修
「～補助犬ユーザーから学ぶ～鉄道従業員として知っておきたい接遇の極意」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougais_hahukushi/hojoken/index.html

（２）身体障害者補助犬育成促進事業の活用について

使用者とともに補助犬が地域社会で円滑に受け入れられるためには、使用者と受入側相互の理解を深めることが重要である。そのため、地域生活支援促進事業に補助犬の育成訓練、育成計画の作成、理解促進、普及・啓発を実施する「身体障害者補助犬育成促進事業」を位置付け、１／２の補助率を確保しているところである。

令和７年度予算案においても、令和６年度予算と同様に、企業等に対し、業種毎（公共交通機関、医療期間、飲食店、宿泊施設、複合商業施設、賃貸住宅・分譲マンション等）の実情に即した研修や広報などを行えるよう予算を確保しているので、各都道府県におかれては、管内市区町村及び訓練事業者等と連携の上、本事業を積極的にご活用いただき、良質な補助犬の育成、育成計画の策定、更なる普及啓発等に取り組んでいただきたい。

なお、各都道府県における補助犬の育成計画の策定・実行にあたっては、訓練事業者等との連携を図り、必要な予算を確保するとともに、やむを得ない事情により育成の遅れがあった場合には柔軟に対応するなど、着実な推進をお願いしたい。

〔参考〕厚生労働省ＨＰ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougais_hukushi/hojoken/index.html

（３）海外から来日する補助犬使用者への対応について

令和７年１１月「第２５回夏季デフリンピック競技大会 東京 ２０２５」が開催されることから、海外の補助犬使用者及び補助犬が渡航してくることが見込まれる。

海外から渡航する補助犬使用者への対応については、日本の補助犬使用者及び補助犬と同様に、飲食店、公共交通機関、ホテル等の施設を円滑に利用することができるよう、「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドライン（平成３０年１１月）」を策定している。

本ガイドラインは、下記の厚生労働省ホームページや、海外向けポータルサイトに掲載しており、具体的には日本の補助犬と同等であると認められた海外の補助犬につ

いては、指定法人が「期間限定証明書」を発行することとしているので、ご了知の上、海外から補助犬を伴って来日することについて相談を受けたときは、本ガイドラインをご案内いただくようお願いします。

海外向けポータルサイト“Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities” Portal Site

http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html

6 障害者の自立支援機器等について

(1) 障害者自立支援機器の開発促進について

障害者の自立や社会参加を促進するためには、障害者のニーズを踏まえた使いやすい支援機器の開発・普及促進が重要である。そのため、「障害者自立支援機器等開発促進事業」にて機器の製品化に要する費用の一部を補助することにより、新たな企業等の参入を促すとともに、障害者が適切な価格で利用しやすい機器の製品化を促進している。

各自治体におかれては、産業振興関係部局等とも協力の上、医療福祉機関及び福祉用具企業等に対して周知を図るとともに、関係者の積極的な参加を促すようお願いする。

(事業 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiisha_hukushi/cyousajigyau/index.html

(2) 障害者自立支援機器の普及啓発促進について

これまでの「ニーズ・シーズマッチング強化事業」を再編し、令和7年度からは障害者自立支援機器開発・普及啓発促進事業を実施する。引き続き、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映させた支援機器開発を促進するため「ニーズ・シーズマッチング交流会」を開催し、実用的な製品の開発に寄与するとともに、支援機器の分野への企業の新規参入を促進していく。

また、地域特有のニーズや障害者が真に必要とする製品の選択、適切に使用できるよう機器の特徴や使い方等を普及・周知する観点から地域交流会の開催をするとともに、支援員等の参考になるよう支援機器の導入事例等をまとめた広報も予定しているところであり、こうした機会は各自治体の職員等にとっても、障害者のニーズの把握や実際に支援機器に触れる場として大変有意義なものと考えている。

各都道府県におかれては、管内市区町村、障害当事者団体、医療福祉機関及び福祉用具企業等に対して周知を図っていただくとともに、障害保健福祉関係部局や産業振興関係部局等の担当職員の積極的な参加や周知をお願いしたい。

(3) 福祉用具ニーズ情報収集・提供システムについて

公益財団法人テクノエイド協会において、障害当事者や介護者等から、福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムを構築し、運用しているところである。

各都道府県等におかれては、このシステムをより一層ご活用いただくとともに、管内市町村、障害当事者団体、医療福祉機関及び福祉用具企業等へ周知いただき、その利用の促進をお願いしたい。

(参考 URL)

<http://www.techno-aids.or.jp/>

(資料6) 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要

資 料

令和7年度当初予算案 502億円（501億円） ※（）内は前年度当初予算額

- 地域生活支援事業 442億円（441億円）
- 地域生活支援促進事業 60億円（60億円）

注）地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の対応分を含む。
また、令和6年度予算額は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により障害福祉サービス報酬へ移行した分等を除く。

1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 地域生活支援事業

（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）（※統合補助金）

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

[補助率]

- ①市町村事業：国1／2以内、都道府県1／4以内で補助
- ②都道府県事業：国1／2以内で補助

[主な事業]

- ①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
- ②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

○ 地域生活支援促進事業（平成29年度創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）

[補助率] 国1／2又は定額（10／10相当）

[主な事業] 発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

<事業実績>

1,730市町村、47都道府県
※ 令和4年度実績ベース

地域生活支援事業費等補助金の見直し内容(令和7年度予算案)

地域生活支援促進事業

(1) 発達障害者支援体制整備事業【拡充】(実施主体：都道府県・指定都市)

市町村・事業所・医療機関との連携や困難ケースへの対応を行う「発達障害者地域支援マネジャー」の配置等を行い、地域支援機能の強化を図る。

<拡充内容>

中核的人材を含む強度行動障害を有する者に対する支援人材が連携した支援の実施や、支援者同士での意見交換や情報共有等の取組を進めるためのネットワーク構築。

(2) 工賃向上計画支援等事業【拡充】(実施主体：都道府県)

就労継続支援事業所等に対する経営改善や商品開発等に対する支援等を実施。

<拡充内容>

事業所等における適切な会計管理の徹底や、就労支援事業会計に基づいた経営改善計画の策定及びその確実な実行に向けた会計士等の就労支援事業会計に関する専門家の派遣、都道府県における就労支援事業会計に関する相談窓口の設置等の実施。

農業等生産者と障害者就労施設とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援。

(3) 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業【拡充】(実施主体：市区町村)

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

<拡充内容>

事業実施市町村において、JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）との連絡・調整や企業向けの説明会、重度障害者等に対するHPやリーフレット等を活用した周知・広報等に新たに取り組み、さらなる利用人数の増加を図る。

(注1)市町村任意事業の「奉仕員養成研修」については、市町村必須事業の「手話奉仕員養成研修事業」に統合し、「手話奉仕員養成研修事業」は名称を「奉仕員養成研修事業」とする。

(注2)以下の事業については廃止する。

地域生活支援事業(市町村事業)のうち、

- ・ 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保
- ・ 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
- ・ 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進事業

地域生活支援事業(都道府県事業)のうち、

- ・ 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業
- ・ 企業CSR連携促進事業

(令和7年度予算案)地域生活支援事業(市町村事業)

必須事業
1 理解促進研修・啓発事業
2 自発的活動支援事業
3 相談支援事業 (1) 基幹相談支援センター機能強化事業 (2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
4 成年後見制度利用支援事業
5 成年後見制度法人後見支援事業
6 意思疎通支援事業
7 日常生活用具給付等事業
8 奉仕員養成研修事業
9 移動支援事業
10 地域活動支援センター機能強化事業

(参考) 交付税を財源として実施する事業

- ・ 相談支援事業のうち障害者相談支援事業 ・ 地域活動支援センター基礎的事業
- ・ 障害支援区分認定等事務 ・ 自動車運転免許取得・改造助成 ・ 更生訓練費給付

任意事業
1 日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) 訪問入浴サービス (3) 生活訓練等 (4) 日中一時支援 (5) 地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業 (6) 市町村と地域生活定着支援センターの連携強化事業
2 社会参加支援 (1) レクリエーション活動等支援 (2) 芸術文化活動振興 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 家庭・教育・福祉連携推進事業
3 就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 知的障害者職親委託

(令和7年度予算案)地域生活支援事業(都道府県事業)

必須事業	
1	専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
2	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業
3	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
4	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
5	広域的な支援事業 (1) 都道府県相談支援体制整備事業 (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

任意事業	
1	サービス・相談支援者、指導者育成事業 (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業 (2) 相談支援従事者等研修事業 (3) サービス管理責任者研修事業 (4) 居宅介護従業者等養成研修事業 (5) 障害者ピアサポート研修事業 (6) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (7) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (8) 精神障害関係従事者養成研修事業 (9) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業 (10) 成年後見制度法人後見養成研修事業 (11) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業

任意事業	
2	日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練 (3) 音声機能障害者発声訓練 (4) 医療型短期入所事業所開設支援 (5) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業
3	社会参加支援 (1) 手話通訳者設置 (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 点字による即時情報ネットワーク (5) 都道府県障害者社会参加推進センター運営 (6) 奉仕員養成研修 (7) レクリエーション活動等支援 (8) 芸術文化活動振興 (9) サービス提供者情報提供等 (10) 障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業 (11) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業
4	就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援) (3) 一般就労移行等促進 (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等 (5) 就労移行等連携調整事業
5	重度障害者に係る市町村特別支援

(令和7年度予算案)地域生活支援促進事業

都道府県事業

- | | |
|---------------------------------|--|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業 | 14 「心のバリアフリー」推進事業 |
| 2 かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 | 15 身体障害者補助犬育成促進事業 |
| 3 発達障害者支援体制整備事業【拡充】 | 16 発達障害児者及び家族等支援事業 |
| 4 障害者虐待防止対策支援事業 | 17 発達障害診断待機解消事業 |
| 5 障害者就業・生活支援センター事業 | 18 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 |
| 6 工賃向上計画支援等事業【拡充】 | 19 障害者ICTサポート総合推進事業 |
| 7 障害者芸術・文化祭開催事業 | 20 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業 |
| 8 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修) | 22 地域における読書バリアフリー体制強化事業 |
| 9 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 | 24 入院者訪問支援事業 |
| 10 成年後見制度普及啓発事業 | 25 高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業 |
| 11 アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 | 26 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業 |
| 12 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 | 27 都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業 |
| 13 ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 | |

市町村事業

- | | |
|---------------------|-------------------------------|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業 | 20 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業 |
| 4 障害者虐待防止対策支援事業 | 21 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 |
| 10 成年後見制度普及啓発事業 | 22 地域における読書バリアフリー体制強化事業 |
| 16 発達障害児者及び家族等支援事業 | 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業【拡充】 |

事 務 連 絡
令和6年3月14日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた
日中一時支援事業等の対応について（周知）

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律は、障害福祉サービスに係る給付や地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことで、障害者及び障害児が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的としています。

地域生活支援事業における日中一時支援事業等の実施について、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、ご留意いただきたい事項を下記のとおりまとめましたので、本人や家族の利用意向を踏まえつつ、障害福祉サービスの活用も視野に入れ、必要な支援を提供していただくようお願いします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村への周知徹底についてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

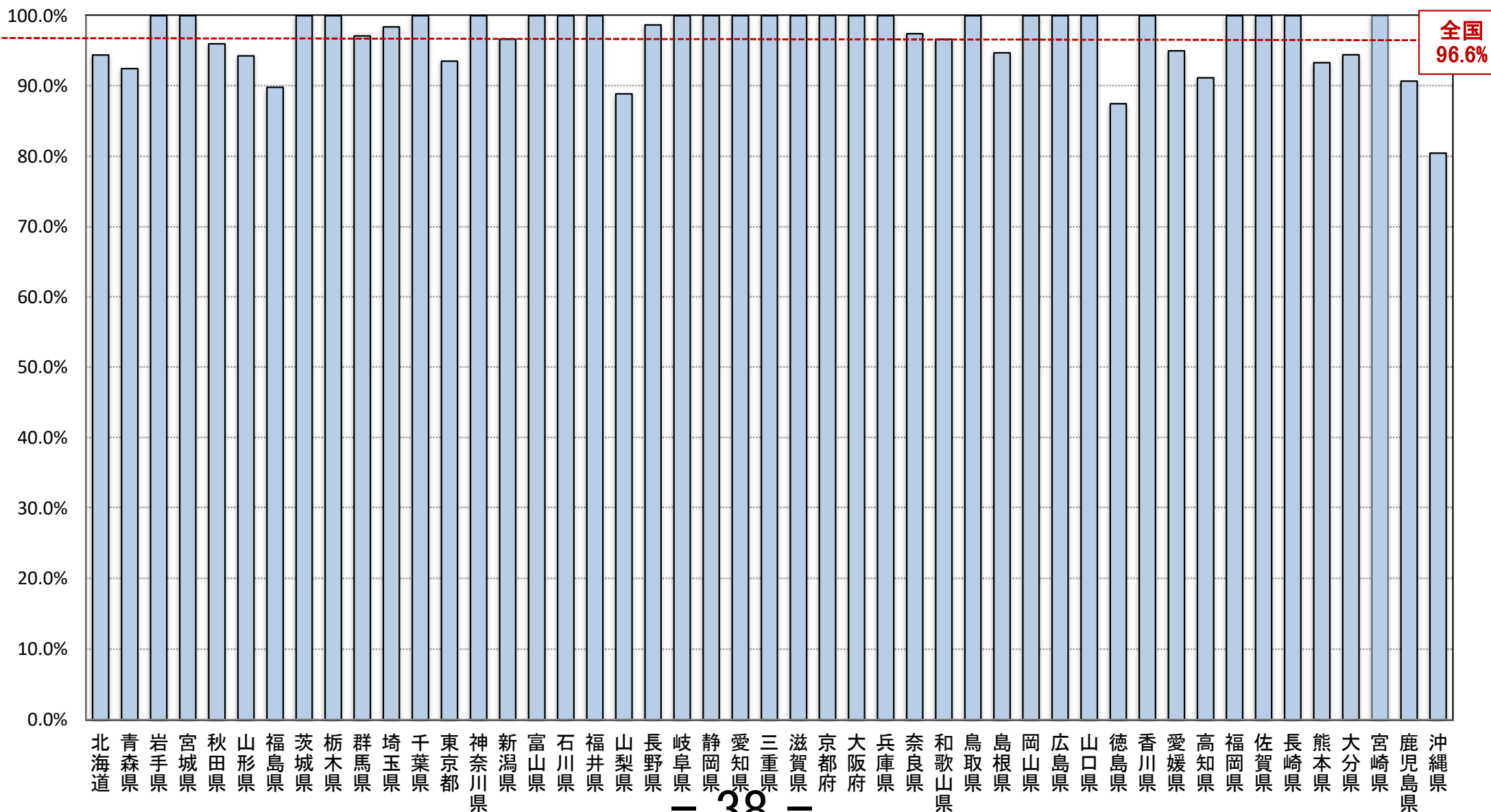
- 1 日中一時支援事業について〔生活介護等におけるサービス提供時間ごとの基本報酬の設定等〕
 - 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護の基本報酬については、サービス提供時間毎に、8時間以上9時間未満まで設定されることに加え、延長支援加算は9時間以上の支援が評価される体系に改定されます。
 - これらの改定により、例えば、これまでは生活介護の営業時間終了後に、日中一時支援事業による預かりニーズへの対応がなされているケース等について、営業時間の延長により、支援ニーズの一部は生活介護での対応が可能になることが考えられます。
 - なお、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいても、預かりニーズに対応した延長支援加算の改定が行われます。
- 2 移動支援事業について〔行動援護における短時間の支援の評価等〕
 - 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、行動援護については、強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、短時間の支援を評価するなどの改定が行われます。
 - 都道府県や市町村においては、この報酬改定を踏まえ、移動支援事業の利用者であって、行動援護の対象要件（注）に該当する者については、行動援護により専門的な支援が受けられるようにするとともに、行動援護事業所や行動援護従業者の確保に努めていただくことが必要です。

（注）区分3以上であって、区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）である者
- 3 訪問入浴サービスについて〔生活介護等における入浴支援加算の創設〕
 - 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護の入浴支援については、医療的ケアが必要な者等を評価する加算が創設されます。
 - 入浴ニーズへの支援の評価により、訪問入浴サービスを利用している一部の医療的ケアが必要な者等においては、生活介護事業所において入浴ニーズに対応できるようになることが考えられます。
 - また、今般の改定においては、福祉型強化短期入所サービス費に医療的ケア児者の入浴支援等、日中の支援ニーズに対応するサービス類型を評価する基本報酬を創設しており、今まで以上に入浴ニーズへの対応が可能となることが考えられます。
 - なお、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいても、医療的ケア児と重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に評価する加算が創設されます。

移動支援事業の実施体制整備状況(令和5年度)

(資料1-3)

- 令和5年度末時点で移動支援事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で96.6%(1,682/1,741)。
- 都道府県別の状況については下グラフのとおり。

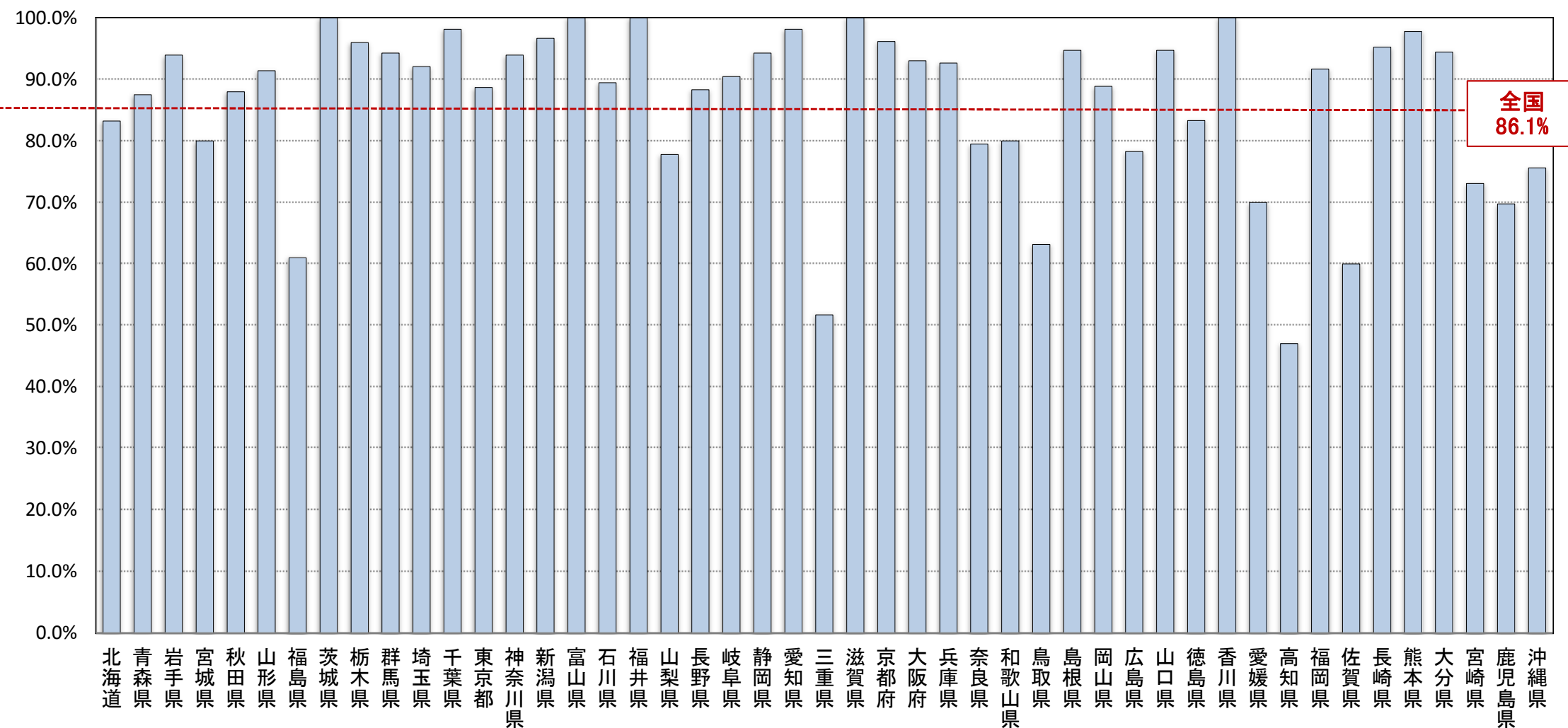


注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
 (資料出所) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

地域活動支援センターの実施体制整備状況(令和5年度)

(資料1-4)

- 令和5年度末時点で地域活動支援センターの実施体制を有する市区町村の割合は全国で86.1%(1,499/1,741)。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注1)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
 注2) 基礎的事業(交付税措置分)についての実施体制を集計している(地域生活支援事業費等補助金による「地域活動支援センター機能強化事業」の実施体制に限らない)。
 (資料出所) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全171の市町村及び特別区からの回答を集計

理解促進研修・啓発事業の取組事例

(資料1-5)

実施形式	具体的な事業内容
教室等開催	■ 地域の聴覚障害者協会及び手話サークルの会員等が講師となり、聴覚障害者のコミュニケーション方法、生活上の困りごと、簡単な手話を地域住民に伝える市民手話講習会を開催。 ■ 障害を理解し、日常でのちょっとした手助けができる市民を増やしていくため、テキスト・DVDを使ったサポーター養成研修を開催。 ■ 地域の小学校や公民館等を訪問し、障害当事者による講話、車椅子・点字・アイマスク等を使用した障害体験授業、手話等の実技指導などを行う出前講座を開催。 ■ 小学校における授業の一環として手話学習を行い、障害のある方とコミュニケーションをとる方法を児童自身が考える機会を創出。
事業所訪問	■ 近隣市町での合同開催による地域の障害福祉事業所の見学を行うツアーの開催。 ■ 小学生が就労サービス事業所を訪問し、施設内の見学や作業体験・障害に関するクイズを実施。
イベント開催	■ 障害のある方と障害のない方とのふれあいを通して相互理解を深めること等を目的としたイベントの開催。 ■ 障害のある児童と障害のない児童との交流を目的としたポニー、ウサギ、インコなどの動物とのふれあいイベントの開催。 ■ スポーツやゲーム形式により障害のある方の生活を体験できるようなコーナーを設けたイベントの開催。 ■ 月1回の頻度で、地域住民と障害のある方を招き、有志による音楽コンサート等を行うイベントの開催。
広報活動	■ 市と障害者団体が連携し市内のバリアフリーマップを作成し、市ホームページ・広報誌・FMラジオを活用した広報を実施。 ■ 市内の大型商業施設等で、障害のある方への理解を深めるリーフレットを障害福祉サービス事業所の利用者により配布。 ■ 視覚障害のある方が白杖を垂直に頭上に掲げてSOSを示す合図（白杖SOSシグナル）を示した際に、周囲の地域住民による積極的な声掛けとサポートを促す「白杖SOSシグナル運動」を展開しており、この運動に関するリーフレット等の作成・配布、パネルの作成・駅での掲出、市広報・ホームページ・情報誌・新聞・テレビ・ラジオを活用した広報活動などを実施。
その他の形式	■ 障害のある方の差別解消に関する啓発や、ヘルプマーク、ヘルプカードの作成・配布の実施。 ■ 多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障害のある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする「あいサポーター」を育成するため、講座・説明会を開催。 ■ 市民総合文化祭が開催されている会場のブースに、食料品や小物雑貨を製造・販売している複数の障害者施設が出店を設け、施設の活動状況等をパネル等で紹介。

自発的活動支援事業の取組事例

実施形式	具体的な事業内容
ピアサポート (障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや情報交換等を行う活動支援)	■ ピアカウンセリング講座として語らいの場を設定し、テーマをもとに参加者が語り合う等の活動を支援。 ■ 障害のある方が生活スキルの向上や社会活動等の計画を作るなどのグループ活動を支援。 ■ 障害のある方やその家族、地域住民が集い交流できる場を設置し、情報交換や悩みの共有などを行う活動を支援。
災害対策	■ 避難体験会・防災講演会を開催防災の手引き・福祉避難所の運営が円滑に行われるためのマニュアルの作成を実施。 ■ 災害時に備え障害のある方が取り組むべき内容や、災害時に地域住民に求められる取組に関するパンフレットを作成。 ■ 障害のある方から災害時に必要な支援に関する情報を聴き取り、災害時要援護者台帳を作成、併せて地域の機関・団体と連携し、見守りネットワークを構築。
孤立防止	■ 地域で生活している障害のある方の居宅を訪問し、日頃の状況の把握や地域や関係機関との関わりを創出するための活動を支援。 ■ 障害のある方の孤立化を防止するために行う訪問活動・学習活動を支援。
社会活動	■ 障害のある方が参加することを想定したお祭りなどの地域のイベントや地域住民との交流会を開催し、障害者等の社会活動を支援。 ■ 障害のある方やその家族と地域住民が一体となって取り組む活動を支援。 ■ 障害のある方自らが地域住民に対して行う、障害についての啓発活動を支援。 ■ 障害のある方がその家族等と協力しながら、公共施設や公園の清掃を行う活動を支援。
ボランティア活動	■ 障害のある方やその家族、またはそれを支えるボランティアが病気を正しく理解し、制度や社会資源を使えるようになることを目的とした家族・患者教室やボランティア育成講座を開催し、ボランティア活動を支援。 ■ 視覚障害のある方との交流活動や視覚障害のある方のために点訳、音訳、ガイドヘルプ、パソコン点訳を行うボランティアの入門講座を開催し、ボランティア活動を支援。 ■ 音訳のボランティア活動を実施する団体が、視覚障害のある方のために音訳CD等を作成し配布する活動や、その担い手確保のためのボランティア養成講座を開催する活動を支援。
その他の形式	■ 障害のある方の社会参加、地域との交流、外出意欲を促すため、障害のある方自身による物品販売などの自発的活動を地域住民に報告する活動を支援。 ■ 障害のある方が過疎地域等に出向き、当該地域における高齢者や生活困窮者の方の困りごとの手伝いや安否確認等を行うことで、地域でのコミュニティ構築や、障害のある方の働く機会を創出する。

「心のバリアフリー」推進事業の取組事例

○ 「心のバリアフリー推進事業」とは、障害福祉分野における様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互にコミュニケーションをとり支えあう取組である「心のバリアフリー」を広めるための取組を都道府県が実施する事業

心のバリアフリーを広めるための主な事業内容	
広報活動 ・ メディア展開	■ 管内の障害のある方を対象としたアンケートを実施し、実際にあった困りごとや希望する配慮等をまとめた普及啓発用冊子の作成・配布 ■ 障害の特性や障害のある方との日常での接し方について、新聞広告、TVCM、リーフレット・ハンドブック、ポスターなど多様なメディアを活用した広報展開を実施
イベント開催等	■ 管内の商業施設で障害の疑似体験や障害のある方が作成した作品を展示するイベントを開催 ■ 障害のある方と地域住民とがともに参加するシンポジウムを開催 ■ 障害のある方やその家族を講師による講演、パラリンピック出場者のトークイベント、ワークショップ等を実施するフォーラムを開催
各種ツール等の 普及啓発	【ヘルプマーク・ヘルプカードの作成・配布・普及】
	■ <u>ヘルプマーク</u> (※1) ・<u>ヘルプカード</u> (※2) の作成・配布 ※1 <u>ヘルプマーク</u> 義足や人工関節を使用している方・聴覚障害のある方・内部障害のある方・難病の方・妊娠初期の方など、外見からは容易に分からない方々が、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができるよう、東京都が作成し普及を図っているマーク ※2 <u>ヘルプカード</u> 東京都が作成したヘルプマークがデザインされた緊急連絡先や必要な支援・配慮を記載することのできる携帯用カード ■ ヘルプマーク・ヘルプカードに関する普及啓発ポスターやリーフレットを作成し、管内の交通機関等で掲示・配布
	【あいサポート運動の推進】
	■ <u>あいサポート運動</u> (※3) を実践する地域住民（あいサポーター）の養成、あいサポーター研修を実施できる地域住民（あいサポートメッセンジャー）の養成、あいサポート運動に取り組む企業等（あいサポート企業・団体）の認定等の取組を実施 ※3 <u>あいサポート運動</u> 鳥取県がはじめた、地域住民が多様な障害の理解に努め、障害のある方に温かく接し、障害のある方が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより共生社会を目指す運動 ■ あいサポート運動推進のためのバッジなどの啓発資料の作成・配布

※ これまでの「心のバリアフリー」推進事業実施計画書をもとにし、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において作成

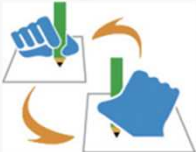
障害者に関するマークの一例①

名称	概要等	連絡先
障害者のための 国際シンボルマーク 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。 ※個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なります。障害のある方が、車に乗り込んでいることを、周囲にお知らせする程度の表示になります。したがって、個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。駐車禁止を免れる、または障害者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上ご使用下さい。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523
盲人のための 国際シンボルマーク 	世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL:03-5291-7885
身体障害者標識 (身体障害者マーク) 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局交通企画課 TEL:03-3581-0141(代)

名称	概要等	連絡先
聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク) 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局交通企画課 TEL:03-3581-0141(代)
ほじょ犬マーク 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 TEL:03-5253-1111(代) FAX:03-3503-1237
耳マーク 	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。 聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮(口元を見せゆっくり、はっきり話す・筆談で対応する・呼ぶときは傍へ来て合図する・手話や身振りで表すなど)について御協力をお願いします。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046

障害者に関するマークの一例②

名称	概要等	連絡先
ヒアリングループマーク 	「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。 このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体 連合会 TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046
オストメイト用設備／オストメイト 	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。 このマーク(JIS Z8210)は、オストメイトの為の設備(オストメイト対応のトイレ)があること及びオストメイトであることを表しています。 このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。	公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 TEL:03-5844-6265 FAX:03-5844-6294
ハート・プラスマーク 	「身体内部に障害がある人」を表しています。 身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL:080-4824-9928
「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク  (社会福祉法人日本視覚障害者団体連合推奨マーク)	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをお願いします。	岐阜市 福祉事務所障がい福祉課 TEL:058-214-2138 FAX:058-265-7613

名称	概要等	連絡先
ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS規格)。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。	東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課社会参加推進担当 TEL:03-5320-4147
手話マーク 	きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。 きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL:03-6302-1430 FAX:03-6302-1449
筆談マーク 	きこえない・きこえにくい人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。 きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL:03-6302-1430 FAX:03-6302-1449

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 概要

目的 (1条)

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

基本理念 (3条)

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ① 障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ② 日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③ 障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④ 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う(デジタル社会)

関係者の責務・連携協力・意見の尊重 (4条～8条)

- 国・地方公共団体の責務等 (4条)
※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う
- 事業者の責務 (5条)
- 国民の責務 (6条)
- 国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力 (7条)
- 障害者等の意見の尊重 (8条)

基本的施策 (11条～16条)

(1)障害者による情報取得等に資する機器等 (11条)

- ① 機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援
- ② 利用方法習得のための取組(居宅支援・講習会・相談対応等)、当該取組を行う者への支援
- ③ 関係者による「協議の場」の設置 など

(2)防災・防犯及び緊急の通報 (12条)

- ① 障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進
- ② 多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など

(3)障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策 (13条)

- ① 意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上
- ② 事業者の取組への支援 など

(4)障害者からの相談・障害者に提供する情報 (14条)

- 国・地方公共団体について
- ① 相談対応に当たっての配慮
 - ② 障害の種類・程度に応じて情報を提供するように配慮

(5)国民の関心・理解の増進 (15条)

機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など

(6)調査研究の推進等 (16条)

障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及

- 障害者基本計画等(障害者基本法)に反映・障害者白書に実施状況を明示 (9条)
- 施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等 (10条)

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 新旧対照表」における情報取得・意思疎通等に関連する記述(一部抜粋)

変 更 後	現 行
第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項 一 基本的理念 7 障害者の社会参加を支える取組定着(略) また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第四十九号)を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。 <u>さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和四年法律第五十号)を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図る。</u>	第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項 一 基本的理念 7 障害者の社会参加を支える取組定着(略) また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第四十九号)を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。
第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進 <u>第一の一の7における障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、都道府県・市区町村において、障害特性(聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等)に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図るため、次のような取組を実施することが必要である。</u> (一) <u>障害特性に配慮した意思疎通支援(手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等)のニーズを把握するための調査等</u> (二) <u>ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成</u> (三) <u>意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり(都道府県による広域派遣や派遣調整等を含む)</u> (四) <u>遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用</u>	(新設)

意思疎通支援事業の実施体制整備状況(令和5年度)

資料2-3

○令和5年度末時点で意思疎通支援事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で91.2%(1,587/1,741)

	手話通訳者派遣事業 (遠隔による手話通訳を除く)		手話通訳者派遣事業 (遠隔による手話通訳のみ)		要約筆記者派遣事業 (遠隔による要約筆記を除く)		要約筆記者派遣事業 (遠隔による要約筆記のみ)		手話通訳者設置事業 (遠隔による手話通訳を除く)		手話通訳者設置事業 (遠隔による手話通訳のみ)		点訳による支援事業		代筆による支援事業		代読による支援事業		音声訳による支援事業		盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業		失語症者向け意思疎通支援者派遣事業		その他の支援事業		意思疎通(全体)	
	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合
北海道	142	79.3%	36	20.1%	53	29.6%	15	8.4%	25	14.0%	24	13.4%	6	3.4%	5	2.8%	5	2.8%	5	2.8%	6	3.4%	4	2.2%	5	2.8%	147	82.1%
青森県	35	87.5%	7	17.5%	29	72.5%	5	12.5%	11	27.5%	5	12.5%	2	5.0%	3	7.5%	3	7.5%	3	7.5%	3	7.5%	3	7.5%	2	5.0%	35	87.5%
岩手県	32	97.0%	7	21.2%	24	72.7%	5	15.2%	9	27.3%	3	9.1%	2	6.1%	2	6.1%	1	3.0%	2	6.1%	1	3.0%	1	3.0%	3	9.1%	32	97.0%
宮城県	33	94.3%	6	17.1%	28	80.0%	5	14.3%	9	25.7%	3	8.6%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	1	2.9%	33	94.3%
秋田県	0	0.0%	0	0.0%	13	52.0%	24	96.0%	21	84.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	25	100.0%
山形県	31	88.6%	2	5.7%	21	60.0%	0	0.0%	8	22.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	31	88.6%
福島県	46	78.0%	25	42.4%	30	50.8%	13	22.0%	9	15.3%	12	20.3%	5	8.5%	3	5.1%	2	3.4%	2	3.4%	2	3.4%	1	1.7%	2	3.4%	46	78.0%
茨城県	44	100.0%	1	2.3%	43	97.7%	0	0.0%	7	15.9%	4	9.1%	2	4.5%	1	2.3%	2	4.5%	2	4.5%	1	2.3%	1	2.3%	1	2.3%	44	100.0%
栃木県	25	100.0%	6	24.0%	23	92.0%	3	12.0%	6	24.0%	3	12.0%	1	4.0%	1	4.0%	1	4.0%	0	0.0%	1	4.0%	1	4.0%	0	0.0%	25	100.0%
群馬県	33	94.3%	5	14.3%	30	85.7%	2	5.7%	18	51.4%	7	20.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.9%	1	2.9%	0	0.0%	1	2.9%	33	94.3%
埼玉県	63	100.0%	11	17.5%	62	98.4%	1	1.6%	21	33.3%	9	14.3%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	4	6.3%	4	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	63	100.0%
千葉県	54	100.0%	14	25.9%	53	98.1%	4	7.4%	27	50.0%	10	18.5%	4	7.4%	4	7.4%	3	5.6%	5	9.3%	4	7.4%	6	11.1%	3	5.6%	54	100.0%
東京都	53	85.5%	23	37.1%	52	83.9%	19	30.6%	39	62.9%	19	30.6%	3	4.8%	7	11.3%	8	12.9%	4	6.5%	3	4.8%	8	12.9%	1	1.6%	53	85.5%
神奈川県	32	97.0%	7	21.2%	29	87.9%	3	9.1%	22	66.7%	4	12.1%	1	3.0%	1	3.0%	1	3.0%	1	3.0%	2	6.1%	4	12.1%	3	9.1%	32	97.0%
新潟県	25	83.3%	6	20.0%	22	73.3%	0	0.0%	7	23.3%	2	6.7%	4	13.3%	2	6.7%	2	6.7%	4	13.3%	1	3.3%	0	0.0%	2	6.7%	26	86.7%
富山県	15	100.0%	1	6.7%	15	100.0%	1	6.7%	2	13.3%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%	2	13.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	15	100.0%
石川県	19	100.0%	8	42.1%	19	100.0%	1	5.3%	15	78.9%	6	31.6%	3	15.8%	2	10.5%	2	10.5%	3	15.8%	2	10.5%	1	5.3%	1	5.3%	19	100.0%
福井県	15	88.2%	2	11.8%	11	64.7%	2	11.8%	7	41.2%	4	23.5%	5	29.4%	4	23.5%	4	23.5%	5	29.4%	2	11.8%	1	5.9%	2	11.8%	16	94.1%
山梨県	23	85.2%	0	0.0%	20	74.1%	0	0.0%	8	29.6%	3	11.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	7.4%	0	0.0%	11	40.7%	0	0.0%	23	85.2%
長野県	54	70.1%	30	39.0%	42	54.5%	14	18.2%	17	22.1%	10	13.0%	10	13.0%	8	10.4%	9	11.7%	10	13.0%	3	3.9%	1	1.3%	3	3.9%	56	72.7%
岐阜県	38	90.5%	0	0.0%	30	71.4%	0	0.0%	14	33.3%	2	4.8%	2	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	3	7.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	38	90.5%
静岡県	33	94.3%	7	20.0%	27	77.1%	3	8.6%	17	48.6%	3	8.6%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.7%	33	94.3%
愛知県	53	98.1%	2	3.7%	50	92.6%	1	1.9%	42	77.8%	12	22.2%	1	1.9%	3	5.6%	3	5.6%	2	3.7%	2	3.7%	2	3.7%	1	1.9%	54	100.0%
三重県	27	93.1%	8	27.6%	24	82.8%	6	20.7%	12	41.4%	4	13.8%	2	6.9%	2	6.9%	3	10.3%	3	10.3%	2	6.9%	2	6.9%	2	6.9%	28	96.6%
滋賀県	19	100.0%	14	73.7%	18	94.7%	5	26.3%	15	78.9%	7	36.8%	3	15.8%	1	5.3%	1	5.3%	4	21.1%	5	26.3%	0	0.0%	0	0.0%	19	100.0%
京都府	26	100.0%	5	19.2%	26	100.0%	0	0.0%	22	84.6%	1	3.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	7.7%	2	7.7%	0	0.0%	5	19.2%	26	100.0%
大阪府	42	97.7%	14	32.6%	36	83.7%	6	14.0%	34	79.1%	8	18.6%	1	2.3%	0	0.0%	1	2.3%	2	4.7%	2	4.7%	0	0.0%	2	4.7%	43	100.0%
兵庫県	41	100.0%	29	70.7%	41	100.0%	14	34.1%	28	68.3%	18	43.9%	1	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	3	7.3%	6	14.6%	5	12.2%	3	7.3%	41	100.0%
奈良県	31	79.5%	9	23.1%	23	59.0%	4	10.3%	18	46.2%	7	17.9%	1	2.6%	1	2.6%	0	0.0%	1	2.6%	1	2.6%	1	2.6%	3	7.7%	32	82.1%
和歌山県	30	100.0%	8	26.7%	24	80.0%	4	13.3%	10	33.3%	5	16.7%	0	0.0%	3	10.0%	3	10.0%	0	0.0%	1	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	30	100.0%
鳥取県	19	100.0%	1	5.3%	17	89.5%	1	5.3%	16	84.2%	2	10.5%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	13	68.4%	0	0.0%	19	100.0%
島根県	15	78.9%	2	10.5%	14	73.7%	2	10.5%	11	57.9%	5	26.3%	0	0.0%	1	5.3%	1	5.3%	0	0.0%	1	5.3%	1	5.3%	0	0.0%	16	84.2%
岡山県	26	96.3%	17	63.0%	24	88.9%	5	18.5%	14	51.9%	11	40.7%	3	11.1%	1	3.7%	1	3.7%	5	18.5%	1	3.7%	1	3.7%	0	0.0%	26	96.3%
広島県	22	95.7%	6	26.1%	21	91.3%	3	13.0%	11	47.8%	5	21.7%	3	13.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	13.0%	2	8.7%	2	8.7%	2	8.7%	22	95.7%
山口県	19	100.0%	1	5.3%	19	100.0%	1	5.3%	7	36.8%	5	26.3%	2	10.5%	2	10.5%	1	5.3%	2	10.5%	1	5.3%	0	0.0%	1	5.3%	19	100.0%
徳島県	24	100.0%	2	8.3%	20	83.3%	3	12.5%	10	41.7%	3	12.5%	3	12.5%	4	16.7%	1	4.2%	1	4.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	24	100.0%
香川県	17	100.0%	3	17.6%	16	94.1%	1	5.9%	4	23.5%	2	11.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	17	100.0%
愛媛県	19	95.0%	5	25.0%	15	75.0%	3	15.0%	10	50.0%	4	20.0%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.0%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	19	95.0%
高知県	33	97.1%	6	17.6%	28	82.4%	2	5.9%	2	5.9%	0	0.0%	3	8.8%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.9%	2	5.9%	22	64.7%	2	5.9%	33	97.1%
福岡県	59	98.3%	18	30.0%	24	40.0%	4	6.7%	32	53.3%	11	18.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	5.0%	0	0.0%	2	3.3%	59	98.3%
佐賀県	19	95.0%	2	10.0%	18	90.0%	1	5.0%	5	25.0%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	19	95.0%
長崎県	20	95.2%	4	19.0%	15	71.4%	3	14.3%	11	52.4%	6	28.6%	1	4.8%	2	9.5%	2	9.5%	3	14.3%	2	9.5%	1	4.8%	1	4.8%	21	100.0%
熊本県	40	88.9%	14	31.1%	38	84.4%	5	11.1%	12	26.7%	3	6.7%	2	4.4%	2	4.4%	2	4.4%	3	6.7%	2	4.4%	2	4.4%	1	2.2%	41	91.1%
大分県	18	100.0%	2	11.1%	16	88.9%	1	5.6%	15	83.3%	1	5.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	18	100.0%
宮崎県	25	96.2%	2	7.7%	22	84.6%	2	7.7%	4	15.4%	0	0.0%	1	3.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	25	96.2%
鹿児島県	28	65.1%	8	18.6%	16	37.2%	6	14.0%	12	27.9%	1	2.3%	3	7.0%	1	2.3%	1	2.3%	3	7.0%	2	4.7%	1	2.3%	1	2.3%	28	65.1%
沖縄県	29	70.7%	9	22.0%	24	58.5%	3	7.3%	15	36.6%	3	7.3%	1	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.4%	29	70.7%
合計	1,546	88.8%	395	22.7%	1,265	72.7%	206	11.8%	691	39.7%	259	14.9%	93	5.3%	68	3.9%	64	3.7%	102	5.9%	77	4.4%	97	5.6%	60	3.4%	1,587	91.2%

注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちにに対応が可能と回答した市区町村をいう。
 なお、市区町村において実施体制がない場合であって都道府県において実施している専門性の高い意思疎通支援を行うものの派遣事業で対応している場合もある。(資料2-4) 参照
 (資料出所)厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741市町村及び特別区からの回答を集計

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、資料2-4
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の実施体制整備状況(令和5年度)

【都道府県事業(都道府県)】

都道府県名	地域生活支援事業実施体制									
	(1)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業				(2)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業					
	①手話通訳者	②要約筆者	③盲ろう者向け通訳・介助員	④失語症者向け意思疎通支援者	①手話通訳者 (遠隔による手話通訳を除く)	②手話通訳者 (遠隔による手話通訳のみ)	③要約筆者 (遠隔による要約筆記を除く)	④要約筆者 (遠隔による要約筆記のみ)	⑤盲ろう者向け通訳・介助員	⑥失語症者向け意思疎通支援者
北海道	○	○	○	○	○		○	○	○	○
青森県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岩手県	○	○	○	○	○		○		○	
宮城県	○	○	○	○		○			○	
秋田県	○	○	○		○		○		○	
山形県	○	○	○			○	○		○	
福島県	○	○	○	○	○	○	○		○	
茨城県	○	○	○	○		○	○	○	○	○
栃木県	○	○	○	○	○		○		○	○
群馬県	○	○	○	○	○		○		○	
埼玉県	○	○	○	○		○	○		○	
千葉県	○	○	○	○	○		○		○	
東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
富山県	○	○	○	○	○		○		○	
石川県	○	○	○	○	○		○		○	
福井県	○	○	○	○	○	○	○		○	○
山梨県	○	○		○	○	○	○		○	
長野県	○	○	○	○	○	○	○		○	
岐阜県	○	○		○	○	○	○	○	○	○
静岡県	○	○	○	○	○		○		○	
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三重県	○	○	○	○	○	○	○		○	
滋賀県	○	○	○	○	○	○	○		○	○
京都府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	○	○	○	○	○	○	○		○	○
兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	○	○	○	○	○	○	○		○	○
島根県	○	○	○		○	○	○		○	
岡山県	○	○	○	○	○		○		○	○
広島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口県	○	○	○	○	○	○	○		○	
徳島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
香川県	○	○	○	○	○		○		○	○
愛媛県	○	○	○	○	○	○	○		○	
高知県	○	○	○	○					○	
福岡県	○	○	○	○	○	○	○		○	○
佐賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	○	○	○						○	
熊本県	○	○	○	○	○	○	○		○	
大分県	○	○	○	○		○			○	
宮崎県	○	○	○		○		○		○	
鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○		○	○
沖縄県	○			○				○		○
合計	47	47	45	43	42	35	43	16	47	22
実施率	100.0%	100.0%	95.7%	91.5%	89.4%	74.5%	91.5%	34.0%	100.0%	46.8%

【都道府県事業(政令市・中核市)】

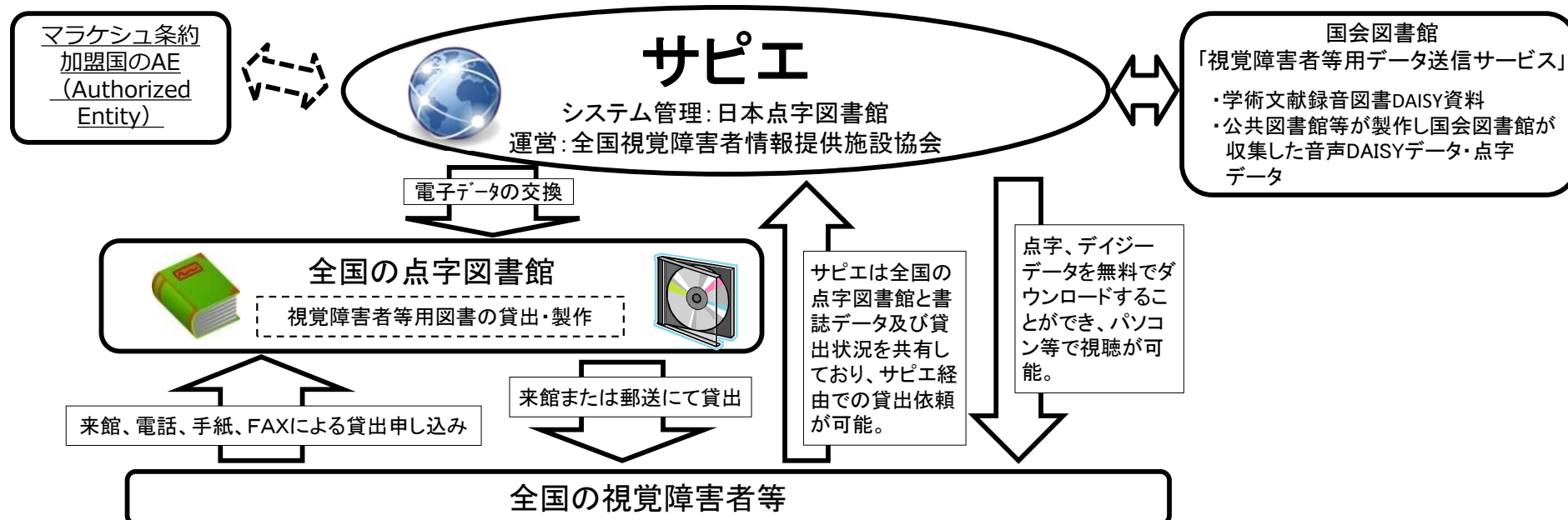
都道府県名	地域生活支援事業実施体制									
	(1)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業				(2)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業					
	①手話通訳者	②要約筆記者	③盲ろう者向け通訳・介助員	④失語症者向け意思疎通支援者	①手話通訳者(遠隔除く)	②手話通訳者(遠隔のみ)	③要約筆記者(遠隔除く)	④要約筆記者(遠隔のみ)	⑤盲ろう者向け通訳・介助員	⑥失語症者向け意思疎通支援者
札幌市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仙台市	○	○	○	○	○					
さいたま市	○	○	○	○					○	
千葉市	○	○	○		○	○	○		○	
横浜市	○	○			○	○	○	○		
川崎市	○	○			○	○	○	○		
相模原市	○	○		○	○		○			○
新潟市	○	○	○	○						
静岡市	○	○	○	○					○	
浜松市	○	○	○	○					○	
名古屋市	○	○	○		○	○	○	○	○	○
京都市	○	○	○		○		○		○	
大阪市	○	○	○	○	○	○	○		○	○
堺市	○	○	○	○					○	
神戸市	○	○	○	○					○	○
岡山市	○	○	○	○	○		○		○	○
広島市	○	○	○	○		○	○	○	○	○
北九州市	○	○	○		○		○		○	
福岡市	○	○	○						○	
熊本市	○	○	○		○	○	○		○	
函館市	○	○	○						○	
旭川市	○	○	○		○	○			○	
青森市	○									
八戸市	○				○		○			
盛岡市										
秋田市					○	○				
山形市	○	○	○				○		○	
福島市										
郡山市	○				○	○				
いわき市	○	○			○	○	○			
水戸市	○	○	○	○	○	○	○		○	○
宇都宮市	○	○	○	○					○	○
前橋市	○	○	○	○					○	
高崎市	○	○	○	○						
川越市	○	○	○						○	
川口市	○				○		○			
越谷市	○	○	○		○		○		○	
船橋市	○	○	○		○	○	○		○	
柏市	○	○	○		○		○		○	
八王子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
横須賀市	○	○	○	○	○		○		○	○
富山市					○		○			
金沢市			○						○	
福井市					○		○			
甲府市	○	○							○	○
長野市	○	○	○	○					○	
松本市	○	○	○	○					○	
岐阜市	○	○								
豊橋市										
岡崎市	○	○								
一宮市										
豊田市	○									
大津市					○		○		○	
豊中市	○	○	○	○					○	
吹田市	○	○	○	○					○	
高槻市	○	○	○	○					○	
枚方市	○	○	○	○	○	○	○		○	○
八尾市	○	○	○	○					○	○
寝屋川市	○	○	○	○					○	
東大阪市	○	○	○	○	○		○		○	
姫路市	○	○	○	○					○	○
尼崎市	○	○	○	○					○	○
明石市	○	○	○	○	○	○	○		○	○
西宮市	○	○	○	○	○	○	○		○	○
奈良市										
和歌山市	○	○	○		○		○		○	
鳥取市	○	○	○	○	○	○	○		○	○
松江市	○	○	○						○	
倉敷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
呉市									○	○
福山市	○	○	○	○					○	○
下関市	○	○	○	○	○		○		○	
高松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
松山市	○	○	○	○				○	○	
高知市	○	○	○	○					○	
久留米市	○	○	○		○	○	○		○	
長崎市	○	○	○						○	
佐世保市	○	○	○		○	○	○		○	
大分市	○	○	○						○	
宮崎市	○	○								
鹿児島市	○	○							○	
那覇市	○	○	○		○		○		○	
合計	70	66	58	38	40	23	38	7	59	21
実施率	85.4%	80.5%	70.7%	46.3%	48.8%	28.0%	46.3%	8.5%	72.0%	25.6%

実施率 (都道府県・指定都市・中核市)	90.7%	87.6%	79.8%	62.8%	—	49	—	45.0%	62.8%	17.8%	82.2%	33.3%
------------------------	-------	-------	-------	-------	---	----	---	-------	-------	-------	-------	-------

視覚障害者等用情報総合ネットワーク「サピエ」の運営支援

- 「サピエ」は、視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）に対して点字、デイジーデータ（音声、テキストを利用したデータ）の情報を提供するITネットワークであり、日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。
- 国は事業に要する経費の一部を助成している。（令和6年度予算額：1.3億円）

視覚障害者等用情報総合ネットワーク「サピエ」と点字図書館等の関係図



- ・「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」（Sapientia サピエンティア＝ラテン語）の広場。
- ・全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース（約82万件）として広く活用されている。
- ・26万タイトルの点字データを保有し、12万タイトルの音声デイジーデータのダウンロードやストリーミングが可能であり、個人会員（約2万人）は、点字・デイジーデータを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能で、読みたい本を自由に選べ、直接入手でき、視覚障害者等の読書の自由が広がっている。

地域における読書バリアフリー体制強化事業の取組事例（高知市）

読書が困難な人が多く利用する施設等（福祉、医療、教育機関など）との連携・協力（視覚障害以外の障害者に対する利用促進に対する支援）

取組内容（事業内容・体制・実績等）

- 様々な障害、高齢、病気等で読書困難な人の多くは障害・高齢者福祉サービスや特別支援教育、医療等のサービスを受けている可能性が高い。関係する福祉・医療・教育関係機関等へバリアフリー図書やサービスの周知を行い、読書困難者の把握及び図書館への紹介等の協力を依頼し、視覚障害以外の障害者等の利用促進を図る。
- 令和5年度からオーテピア高知声と点字の図書館に非常勤職員1名（司書）を配置し、出前講座、利用者訪問等を実施。
- 出前講座による周知、協力依頼：令和6年度（12月末時点）高知市居宅介護支援事業所定期総会(218人)、高知市地域包括支援センター担当者連絡会(45人)、高知市健康福祉部こども未来部部局研修(45人)、障害者虐待予防研修会(85人)、高知市学校図書館支援員研修会(51人)、土佐清水市学校図書館研修会(7人)。

ポイント（工夫した点など）

- 読書困難者と図書館をつなげてくれる人をつくる：障害者相談支援専門員、ケアマネジャー、教員、行政職員など実際に当事者と接する人を対象に、視覚障害以外にも読書困難な人が多くいることや、サービス内容などについて説明。読書困難者の把握や声と点字の図書館への連絡・紹介などサービスに「つなげる」ことへの協力を依頼。
- 集めるのではなく集まる場所へ出向く：前記職種の人が多く集まる関係機関等の連絡会、研修会等に出前で講座を実施。
- 紹介者等に負担がかからないようにする：ケアプラン・障害者サービス計画作成、相談面談、訪問時等の通常業務の中で「読書に不自由していないか。」の問いかけや当館の紹介等について協力を依頼。その後の利用登録やサービス利用については、声と点字の図書館で訪問対応を行うなどできるだけ紹介者に負担がかからないようにしている。

事業により得られた成果

- 右の表中（ ）内が新規登録者のうち福祉・医療・教育関係機関からの紹介等により利用に至った人数。視覚以外の読書困難者について、まだ十分な成果はでていないが、ケアマネジャーなど講座参加者は録音図書やサービス内容を初めて知ったという人が多く、取組を継続し、さらに多くの関係者へ周知・理解を広げることで今後の利用者増につながると考えている。

声と点字の図書館 新規利用登録者数	令和5年度	令和6年度 (12月末時点)
視覚障害	38(11)	14(2)
肢体不自由	4(1)	3(2)
知的障害	1(0)	
発達障害	1(1)	4(2)
精神障害		4(2)
読書困難(高齢・病気等)	11(5)	12(1)
合計	55(18)	37(9)

総情活第127号
障企自発1224第1号
令和6年12月24日

都道府県
各指定都市 障害福祉主管課 御中
中核市

総務省情報流通行政局情報流通振興課
情報活用支援室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室長

電話リレーサービスに関する周知広報等について

平素より情報通信行政にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

電話リレーサービスは、聴覚や発話に困難がある方（以下「聴覚障害者等」という。）とそうでない方を、「手話」または「文字」と「音声」を通訳し、電話で双方向につなぐサービスです。

2020年12月1日に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）」（以下「法」という。）が施行され、2021年7月1日より公共インフラとしての電話リレーサービスが開始されました。

24時間365日のサービス提供や緊急通報への接続、通話の相手方との双方向での発信が可能となるなど、聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に大きな意義を有するサービスとなっています（※1）。

※1 サービスは、総務大臣指定の電話リレーサービス提供機関である一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供しており、

2024年10月末現在までに約1万6千人の方に利用登録をいただいています。

今般、2025年1月23日より、これまでの電話リレーサービスに加え、利用者が自身の声
で相手先に伝え、相手先の声を文字で読むことを可能にする「文字表示電話サービス」（サ
ービス名：「ヨメテル」）が新たに開始されます。このサービスは難聴や中途失聴などにより、
自分の声で話すことはできるが、電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人の電話による
コミュニケーションを実現するものです。

電話リレーサービスが法制化されて3年以上が経過しましたが、残念ながら、間違い電話

と勘違いされたり、時には相手に通話を切られたりするケースが散見されており、サービスの利用に支障が生じています。

「ヨメテル」を利用した電話を受けると、相手方の発言が文字化されることを伝えるために、冒頭に機械音で「電話リレーサービスのヨメテルです。あなたの声を文字にして、相手に表示します。はっきりとお話してください。」というアナウンスが流れます([実際の音声ガイダンスをきく](#))。そのため、電話を受けた方が誤解しないように、本サービスの内容を広く知っていただくことが重要です。

つきましては、法第3条第2項及び第4条(※2)の規定に基づき、新たな文字表示電話サービス(ヨメテル)について、貴自治体内における周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 各市区町村、情報提供施設への周知依頼

本通知について、各都道府県におかれては、管内の聴覚障害者情報提供施設、関係団体、各市区町村等に対して、周知いただくようお願いいたします。

2 地域の聴覚障害者等への周知広報

地域の聴覚障害者等に対して、聴覚障害者情報提供施設や関係団体等と連携の上、ポスターの掲示、各種行事開催の機会等を捉えてパンフレットの配布、ホームページでの広報等を通じた、制度等に関する積極的な周知広報のご対応をお願いいたします。

【ポスター・パンフレットについて(ヨメテルと電話リレーサービスの2種類)】

配布・掲出用として日本財団電話リレーサービスより直接、貴自治体へ発出予定です(1月14日前後に到着予定)。また、都道府県におかれましては、指定都市、中核市を除く管内の各市区町村への配布方、よろしくお願いいたします。

※ポスター、パンフレット部数

	都道府県	指定都市	中核市	市区町村
電話リレーサービス ポスター	2	2	2	2
ヨメテルポスター	2	2	2	2
電話リレーサービス パンフレット	50	50	50	20
ヨメテルパンフレット	100	100	100	50

【送付物に関するお問い合わせ】

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 一般財団法人日本財団電話リレーサービス
文字表示電話チーム 西川・広理・山田 まで
電話番号: 080-5965-3544

3 問合せ対応

各地域の聴覚障害者等から、電話リレーサービスや文字表示電話サービス(ヨメテル)に関する問合せや登録希望等があった場合には、電話リレーサービス提供機関が設置するカスタマーセンターをご紹介いただくなどのご対応をお願いいたします。

【問合せ先】

◎電話リレーサービス カスタマーセンター(受付時間:9時30分~17時 ※年末年始除く)

公式サイト: <https://www.nftrs.or.jp/>

メール/手話・文字チャット: <https://www.nftrs.or.jp/contact>

電話番号: 03-6275-0912

◎文字表示電話サービス(ヨメテル) カスタマーセンター

(受付時間:9時30分~17時 ※年末年始除く)

公式サイト: <https://www.yometel.jp/>

メール/文字チャット/ビデオ通話: <https://www.yometel.jp/contact>

電話番号: 0120-328-123

(※2)聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律第53号)

(国の責務)

第三条

1(略)

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、聴覚障害者等による電話利用の円滑化に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

第四条

地方公共団体は、国の施策に準じて、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【本件連絡先】

情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室
担当: 奥石補佐、前里主査、板倉官
電話: 03-5253-5685
メール: telephone-relay@ml.soumu.go.jp

\ぜひ/

聴覚や発話に困難のある従業員に、
より主体的な業務機会を提供するために

電話リレーサービスの法人登録を!

「電話リレーサービス」とは

きこえない人(聴覚や発話に困難のある人)と、きこえる人との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話でやりとりができるサービスです。電話の発着信はきこえない人ときこえる人ともに可能で、24時間365日対応しています。

サービス内容・
ご利用方法の
詳細はこちら



利用シーン

- すぐに返事が欲しいとき
- 相手の返答に応じて質問や確認をするなど、柔軟な会話が必要なとき
- メールアドレスやHPがなく電話番号のみが公開されている相手に連絡したいとき

* 上記は、電話リレーサービスの利用が特に有効なシーンの例示です。電話リレーサービスの利用は、緊急性や会話の内容に制限されません。いつでも、どのような用件においてもご利用いただけます。

きこえない人が発信する際の利用料金

2つのプランからお選びいただけます。

	月額料なしプラン	月額料ありプラン
月額料	無料	178.2円/月 (税抜162円)
通話料 (固定電話着)	16.5円/分 (税抜15円)	5.5円/分 (税抜5円)
通話料 (携帯電話着)	44円/分 (税抜40円)	33円/分 (税抜30円)
緊急通報・ フリーダイヤル	無料	無料

法人登録の3つのメリット

コミュニケーション円滑化



電話を使って、やりとりが必要な調整や、急ぎの業務を進めやすくなります!

人材配置の多様化



きこえない人も、電話によるコミュニケーションが必要な業務に従事でき、配属先の選択肢が増える!

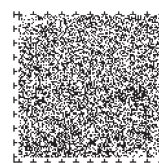
CSRとしても評価



企業の社会的責任(CSR)として、多様な人材が働きやすい環境を作ることに繋がります!

音声コード
Uni-Voice

専用アプリなどで
読み取ると、
内容を音声で
聞けます。



法人登録が求められる背景

障害のある従業員が働きやすい環境を整えるための対応が求められています。職場のバリアフリー化、合理的配慮の提供、職業能力の開発・向上に関する措置が必要です。(障害者雇用促進法) ✨



雇用者には全従業員が障害の有無に関わらず平等に働ける環境を整備して、合理的配慮を提供することが義務づけられています。(障害者差別解消法)



法人登録方法

きこえない人の電話リレーサービスのご利用には利用登録が必要です。電話リレーサービスを業務として利用する場合は、法人名義で登録できます。法人登録をすることで、同じ部署の従業員であれば1つの番号を複数人で使うことができ*、また利用料を会社宛に請求することが可能となります。

* 共用には条件があります。また、お手続きが必要です。



ご登録方法
詳細はこちら

- 1 申請書類をウェブサイトからダウンロード、または資料請求し、必要事項を記入
- 2 申請書類と本人確認書類の必要書類を郵送
- 3 電話番号と初期パスワードが郵送で届く
- 4 ログインして利用を開始

ここもポイント!

便利と安心

＼みんなで使える／



登録番号は部署内で共用できます。

＼安心して使える／



通訳オペレータには法令遵守や守秘義務などが厳格に課されています。

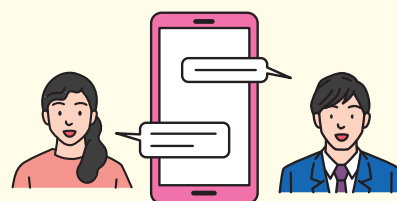
NEW

2025年

文字表示電話サービス
提供開始

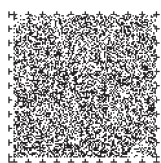
相手の声が読める電話。

≡ ヨメテル ≡



きこえない人が自分の声で通話相手に話し、通話相手の声を文字で読むサービスです。

利用登録・利用方法・サービスに関するお問い合わせ



音声コード
Uni-Voice
専用アプリなどで読み取ると、内容を音声で聞けます。



電話リレー
サービス

一般財団法人日本財団電話リレーサービス
(総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関)

☎03-6275-0912 ✉info@nftrs.or.jp
対応時間▶9:30~17:00 休日▶年末年始

ウェブサイトから

日本財団電話リレーサービス お問い合わせ 🔍

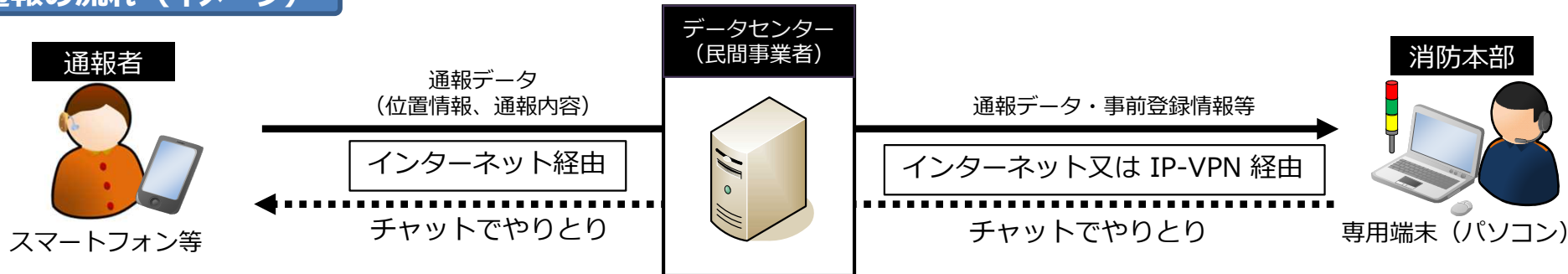
手話・文字チャットでの
お問い合わせ
https://nftrs.or.jp/contact/
休日▶年末年始





会話に不自由な聴覚・言語機能障害者が、いつでも全国どこからでも、スマートフォンなどの画面上のボタン操作や文字入力で119番通報を行えるシステム。

通報の流れ（イメージ）



スマートフォン画面

通報内容入力（選択肢式）

The screen shows two steps: 'ステップ1/2 通報' (Step 1/2 Reporting) and 'ステップ2/2 場所・通報' (Step 2/2 Location/Reporting). In Step 1, users choose between '救急ですか？ 火事ですか？' (Emergency? Fire?). In Step 2, they choose their location: '自宅' (Home), '外出先' (Out of home), '職場' (Workplace), or '実家' (Real home).

チャットでやりとり

The chat interface shows a timeline of messages. A system message confirms the report: '通報が受信されました。消防とチャットが可能です。' (Report received. Chat with fire is possible). The user responds with 'はい、震が関消防本部です。通報を受理しました。消防本部からの返答があるまでしばらくお待ちください。' (Yes, it's Kanagawa Prefecture Fire Department. Report accepted. Please wait for a response from the fire department). The user then selects '病気' (Sickness) from a list of reasons.

消防本部の受付画面

The reception screen displays a table of report details and a map. The table includes: 通報日 (2019-08-27), 通報時間 (11:09:17), 通報種別 (救急), 氏名 (救命 太郎), 住所 (東京都千代田区霞が関 2-1-2), 年齢 (89), 性別 (男), 場所区分 (自宅). The map shows the location with a red pin. Below the map, a chat window shows the same confirmation message as the smartphone screen.



NET119緊急通報システムの導入状況

※ 令和6年5月1日現在

都道府県	導入済み			2024年度までに導入予定	
	消防本部数	導入本部数	導入率	導入本部数	導入率
北海道	58	39	67.2%	41	70.7%
青森県	11	10	90.9%	10	90.9%
岩手県	12	9	75.0%	9	75.0%
宮城県	11	9	81.8%	9	81.8%
秋田県	13	12	92.3%	12	92.3%
山形県	12	12	100.0%	12	100.0%
福島県	12	11	91.7%	11	91.7%
茨城県	24	24	100.0%	24	100.0%
栃木県	12	12	100.0%	12	100.0%
群馬県	11	11	100.0%	11	100.0%
埼玉県	26	26	100.0%	26	100.0%
千葉県	31	31	100.0%	31	100.0%
東京都	5	3	60.0%	3	60.0%
神奈川県	23	23	100.0%	23	100.0%
新潟県	19	19	100.0%	19	100.0%
富山県	7	7	100.0%	7	100.0%
石川県	11	10	90.9%	10	90.9%
福井県	9	9	100.0%	9	100.0%
山梨県	10	10	100.0%	10	100.0%
長野県	13	11	84.6%	12	92.3%
岐阜県	20	20	100.0%	20	100.0%
静岡県	16	16	100.0%	16	100.0%
愛知県	34	34	100.0%	34	100.0%
三重県	15	11	73.3%	11	73.3%
滋賀県	7	7	100.0%	7	100.0%
京都府	15	15	100.0%	15	100.0%
大阪府	24	24	100.0%	24	100.0%
兵庫県	24	24	100.0%	24	100.0%
奈良県	3	3	100.0%	3	100.0%
和歌山県	17	17	100.0%	17	100.0%
鳥取県	3	3	100.0%	3	100.0%

島根県	9	7	77.8%	7	77.8%
岡山県	14	12	85.7%	12	85.7%
広島県	13	13	100.0%	13	100.0%
山口県	12	12	100.0%	12	100.0%
徳島県	13	7	53.8%	8	61.5%
香川県	9	9	100.0%	9	100.0%
愛媛県	14	13	92.9%	13	92.9%
高知県	15	15	100.0%	15	100.0%
福岡県	24	21	87.5%	21	87.5%
佐賀県	5	5	100.0%	5	100.0%
長崎県	10	6	60.0%	6	60.0%
熊本県	12	8	66.7%	9	75.0%
大分県	14	9	64.3%	14	100.0%
宮崎県	10	9	90.0%	9	90.0%
鹿児島県	20	11	55.0%	11	55.0%
沖縄県	18	18	100.0%	18	100.0%
全体	720	647	89.9%	657	91.3%

※ 2024年度末導入予定（累計） 657消防本部 91.3%

全消長会 ブロック	導入済み			2024年度までに導入予定	
	消防本部数	導入本部数	導入率	導入本部数	導入率
北海道	58	39	67.2%	41	70.7%
東北	90	82	91.1%	82	91.1%
関東	171	167	97.7%	168	98.2%
東海	69	65	94.2%	65	94.2%
東近畿	69	68	98.6%	68	98.6%
近畿	48	48	100.0%	48	100.0%
中国	51	47	92.2%	47	92.2%
四国	51	44	86.3%	45	88.2%
九州	113	87	77.0%	93	82.3%
全国	720	647	89.9%	657	91.3%

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年6月公布・施行）概要

資料 3

法の背景・目的（1条）

文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念をふまえ、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する

基本理念（3条）

- ・ 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- ・ 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- ・ 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与

※ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない

- ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
- ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

国および地方公共団体の責務（4条、5条）

- ・ 国は基本理念に則り、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する（4条）
- ・ 地方公共団体は基本理念に則り、障害者による文化技術活動の推進に関し、国と連携を図り、自主的かつ主体的に地域特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する（5条）

基本的施策（9条～19条）

① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)

- ・ 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
- ・ 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など

② 文化芸術の創造の機会の拡大(10条)

- ・ 社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など

③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)

- ・ 公共施設における発表のための催しの開催推進
- ・ 芸術上価値が高い作品等の海外発信 など

④ 芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)

- ・ 作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
- ・ 保存場所の確保 など

⑤ 権利保護の推進(13条)

- ・ 著作権等の制度に関する普及啓発
- ・ 著作権保護等に関するガイドラインの公表
- ・ 契約締結時の障害者への支援の充実 など

⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)

- ・ 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡 調整を支援する体制の整備 など

⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)

- ・ 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
- ・ 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
- ・ 国際的な催しへの参加促進 など

⑧ 相談体制の整備等(16条)

- ・ 文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など

⑨ 人材の育成等(17条)

- ・ ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など

⑩ 情報の収集等(18条)

- ・ 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など

⑪ 関係者（国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等）の連携協力(19条)

※ ㊾を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

【推進体制】 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置

→ 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

【財政措置等】 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)
地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

第2期「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の概要①

第1 はじめに

基本計画の位置付け

- ・ **障害者文化芸術推進法**第7条に基づき、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえ策定
※ 第2期基本計画期間：令和5～9年度
- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する**施策の総合的かつ計画的な推進**を図る
- ・ 基本計画の実現に向けた取組は、合理的配慮の提供を義務づける改正障害者差別解消法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法にも適う

意義と課題

- ・ 障害者による文化芸術活動の推進は、文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築する
- ・ 文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらす
- ・ **共生社会の実現に寄与**する

第1期計画期間の取組状況

- ・ **東京オリンピック・パラリンピック競技大会**の開催や多様な主体の積極的な参画により各地域において様々な形で広がりを見せ、各分野において障害者の文化芸術活動は着実に進捗
- ・ 第1期計画期間の後半は、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大**により大きな影響を受け、文化芸術を鑑賞した障害者の割合も減少

第2 基本的な方針

- 障害者文化芸術推進法に規定する**3つの基本理念**を基本的な視点とし、具体的な施策に取り組む

視点1) 障害者による文化芸術活動の幅広い促進

芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、いかなる障害者でも、地域の様々な場で幼少期から生涯にわたり、多様な文化芸術活動に全国津々浦々で参加できることが重要

視点2) 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化

新たな価値観や文化創造に寄与する作品・活動も多く生まれており、文化芸術が有する多様な価値を幅広く考慮し、その評価のあり方を固定せずに議論を続けていくことが必要

視点3) 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

地域の様々な領域で、多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を整備し、地域に新たな活力を生み出し、障害への理解を深め、障害の有無にかかわらず誰もがお互いの価値を認め尊重し合う地域共生社会を構築することが必要

第3 第2期の基本計画期間において目指す姿

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを受け継ぎ、**2025年の大阪・関西万博やその後の更なる発展**も見通して取組を推進
- 「第2 基本的な方針」を踏まえ、**合理的配慮の提供とそのための情報保障や環境整備**に留意しつつ、活動の裾野を広げ、地域における基盤づくりを進める観点から、**第2期の計画期間において念頭に置くべき目標**を設定（進捗を把握する指標も設定）

目標1) 障害者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開

障害者による文化芸術活動の裾野を更に広げるとともに、障害者が活動しやすい環境づくりを進めることにより、活動状況の更なる向上を目指す

※進捗指標：文化芸術を鑑賞した障害者の割合 等

目標2) 文化施設及び福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等による、障害者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実

障害者文化芸術推進法等の周知に取り組むとともに、人材確保やノウハウの共有等に課題を抱える文化施設等における、関係団体・機関等との連携による取組を推進

※進捗指標：障害者文化芸術推進法・基本計画の認知状況
文化施設・文化芸術活動を行う福祉施設における取組状況 等

目標3) 地域における障害者による文化芸術活動の推進体制の構築

地方公共団体における障害者の文化芸術活動の推進に係る計画等の策定や、障害者文化芸術活動支援センターの更なる設置の促進等を図る

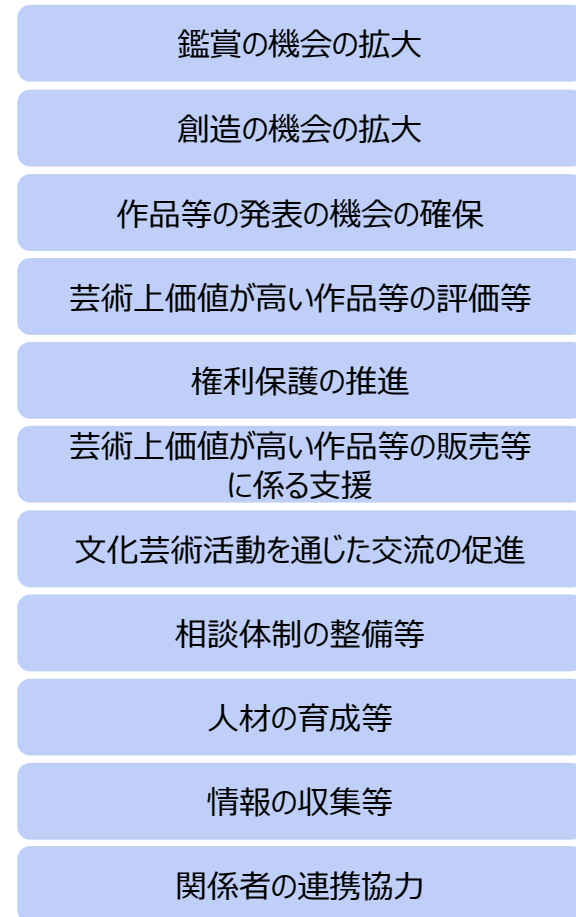
※進捗指標：地方公共団体における計画等の策定状況 等

第2期「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の概要②

第4 施策の方向性

- 障害者文化芸術推進法に定められた鑑賞・創造・発表等の11の施策について、施策間の連携を取りながら、**総合的・複合的に施策を推進**

障害者文化芸術推進法に定める11の施策



総合的・複合的な施策の推進

第2期基本計画の主な施策項目

- 障害者による**幅広い文化芸術活動の推進**
 - 文化施設における障害者に配慮した**利用しやすい環境整備**の推進
 - 障害者の文化芸術に対する**アクセシビリティの向上**等
 - あらゆる地域で**文化芸術活動に触れる機会**の創出・確保
 - 文化施設・社会教育施設における**利用しやすい運営の促進**
 - 権利保護に関する**知識の普及と意識の向上**
 - 企業等を含む**アートの需要の裾野の拡大**
 - 情報共有・意見交換の促進に向けた**広域的・全国的なネットワークづくり**
 - 文化芸術による**子供の育成**
 - 地域における**相談体制の整備**
 - 文化施設において**専門的な対応ができる人材**の育成・確保
 - **教育機関等**との連携
 - 学校卒業後における**生涯を通じた障害者の学びの支援**の推進
 - 国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の**一体的な実施**
 - **大阪・関西万博**における共生社会の実現に向けた取組の発信等
 - 障害者の文化芸術活動に関する多様な**情報の収集・発信・活用**
 - 客観的根拠に基づいた**政策立案・評価機能の強化**
- 等

第5 おわりに

- 第2期の基本計画期間においては、障害者文化芸術活動推進有識者会議の意見を聴きつつ、**中長期的に施策の実行及び検証、新たな課題や視点への柔軟な対応**に取り組み、社会全体で障害者の文化芸術活動を支える基盤づくりを進める必要がある
- 障害者による文化芸術活動の推進は**未来への投資**であり、**全ての国民が相互に尊重し合いながら共生する、誰一人孤立させない豊かな社会の実現**に資する

令和7年度 障害者の芸術文化活動に関する予算（案）について

令和7年度予算案 3.7億円（3.7億円）

1. 障害者芸術文化活動普及支援事業

令和7年度予算案 2.9億円（2.9億円）

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を推進する。

- （1）都道府県レベルにおける活動支援（都道府県内の相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり等）
- （2）ブロックレベルにおける広域支援（都道府県の支援センターへの支援、自治体の基本計画策定支援、ブロック研修等）
- （3）全国レベルにおける支援（全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等）

〔実施主体・補助率〕（1）都道府県 1／2 （2）（3）社会福祉法人、NPO法人等 定額（10／10相当）

2. 障害者芸術・文化祭の開催等

（1）全国障害者芸術・文化祭開催事業（地域生活支援促進事業）

令和7年度予算案 0.7億円（0.7億円）

障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とし、美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する全国障害者芸術・文化祭を開催する。障害の有無にかかわらず国民の参加や発表等の機会の充実を図るため、文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催する。

〔実施主体・補助率〕開催都道府県 10／10

（2）障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業（地域生活支援事業）

令和7年度予算案 502億円の内数（501億円の内数）

障害者による芸術文化活動の全国における裾野の拡大や地域における交流機会の拡充を図ることを目的とし、全国障害者芸術・文化祭と連携・連動するサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体・補助率〕都道府県（全国障害者芸術・文化祭の開催県を除く）1／2以内

3. 障害者芸術文化活動特別推進事業

令和7年度予算案 0.1億円（0.1億円）

特に芸術文化活動の普及が見込めるイベントと連携し、障害者による文化芸術作品等を創造・発表・鑑賞する機会を創出するとともに、国内外に向け広く発信する。

〔実施主体・補助率〕都道府県 1／2

障害者芸術文化活動普及支援事業

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の普及を推進する。

都道府県

障害者芸術文化活動支援センター

実施主体： 都道府県

補助率： 1 / 2

事業内容：

- ① 都道府県レベルにおける活動支援
- ア 都道府県内における相談支援（芸術文化活動における支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援等）
- イ 芸術文化活動を支援する人材の育成等
- ウ 関係者のネットワークづくり
- エ 芸術文化活動に参加する機会の確保
- オ 情報収集・発信（都道府県内の実態把握、情報発信）
- カ 事業評価及び成果報告のとりまとめ
- ② 支援センターの機能強化（文化施設等に出向いて行う相談やアドバイス、福祉施設と文化施設等が連携する取組への支援）

ブロック

障害者芸術文化活動広域支援センター

実施主体： 社会福祉法人、NPO 法人 等

補助率： 定額（10 / 10 相当）

事業内容：

- ア 都道府県の支援センターに対する支援（関係機関や専門機関の紹介、助言、実態把握を通じた好事例の紹介等）
- イ センター未設置都道府県の事業所等に対する支援
- ウ 芸術文化活動に関するブロック研修の開催
- エ ブロック内の連携の推進
- オ 芸術文化活動に参加する機会の確保
- カ 自治体の障害者芸術計画の策定支援
- キ 事業評価及び成果報告のとりまとめ

全国

連携事務局

実施主体： 社会福祉法人、NPO 法人 等

補助率： 定額（10 / 10 相当）

事業内容：

- ア 広域センター等に対する支援（広域センターや支援センターへ関係機関や専門家の紹介、アドバイス等）
- イ 全国連絡会議の実施
- ウ 全国の情報収集・発信
- エ 全国のネットワーク体制の構築、成果のとりまとめ、公表等
- オ 障害者団体、芸術団体等との連携

障害者芸術文化活動普及支援事業の実施状況（令和6年度）

障害者芸術文化活動支援センター 43都道府県 / 障害者芸術文化活動広域支援センター 7ブロック / 連携事務局 2分野

[1. 北海道・北東北]

北海道、青森県、岩手県

[2. 南東北・北関東]

宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県

[3. 南関東・甲信]

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

[4. 東海・北陸]

新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

[5. 近畿]

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

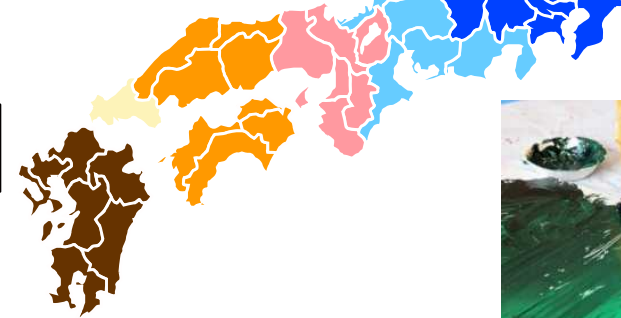
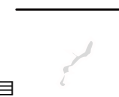
[6. 中国・四国]

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県

[7. 九州]

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

[未設置県] 秋田県、山口県



【参考資料】数値で見る「障害者芸術文化活動普及支援事業」 (平成29年度～令和5年度実績)

		平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
広域センター数		3	5	5	6	7	7	7
支援センター数		20	24	33	35	37	39	43
相談	全体	3,644件	3,892件	4,941件	3,175件	4,183件	4,102件	5,014件
	うち、美術	2,853件	3,495件	4,193件	2,033件	2,414件	2,762件	3,415件
	うち、舞台	791件	397件	370件	325件	475件	441件	543件
	うち、その他	-	-	378件	817件	1,294件	899件	1,056件
研修会	回数	175回	162回	197回	175回	253回	210回	277回
	参加者数	3,601人	4,173人	4,501人	10,539人	8,950人	5,115人	7,793人
展覧会等	出展(★)	1,122人	1,621人	2,852人	4,944人	7,176人	6,799人	9,700人
	来場者	48,604人	108,979人	173,468人	48,464人	116,691人	118,390人	169,367人
舞台公演等	出演(★)	904人	622人	1,218人	1,065人	653人	956人	1,255人
	来場者	7,472人	5,799人	5,645人	9,257人	13,493人	18,263人	15,188人
ウェブサイト	記事掲載数	582件	1,560件	2,392件	2,756件	3,535件	3,278件	3,249件
	アクセス件数	173,491件	379,073件	948,993件	1,072,695件	1,606,647件	811,120件	1,173,013件
メディア	掲載数	161件	313件	332件	393件	446件	462件	433件

- ・ ★出展者と出演者は障害のある人のみ。
- ・ 令和元年度から、研修会・展覧会等・舞台公演等の参加者・来場者にオンラインによる参加者も含む。

全国障害者芸術・文化祭の開催

目的

障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

主催

厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村、障害者関係団体等

開催地等

開催地は、原則として、国民文化祭開催都道府県とし、毎年1回、秋季(概ね10月～12月の間)に国民文化祭の開催期間と同じ期間とする。

事業の内容

美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する。障害の有無にかかわらず国民の参加や発表等の機会の充実を図るため、芸術・文化祭は文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催する。

開催状況

第1回(H13) 大阪府	第2回(H14) 岐阜県	第3回(H15) 東京都	第4回(H16) 兵庫県	第5回(H17) 山形県
第6回(H18) 沖縄県	第7回(H19) 長崎県	第8回(H20) 滋賀県	第9回(H21) 静岡県	第10回(H22) 徳島県
第11回(H23) 埼玉県	第12回(H24) 佐賀県	第13回(H25) 山梨県	第14回(H26) 鳥取県	第15回(H27) 鹿児島県
第16回(H28) 愛知県	第17回(H29) 奈良県 ※1	第18回(H30) 大分県	第19回(R 1) 新潟県	第20回(R 3) 宮崎県 ※2
第21回(R 3) 和歌山県	第22回(R 4) 沖縄県	第23回(R 5) 石川県	第24回(R 6) 岐阜県	第25回(R 7) 長崎県
第26回(R 8) 高知県	R 9 調整中	R 10 愛媛県		

※1 第17回大会より、文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催。

※2 第20回大会は、令和2年度に開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に延期。

ながさきピース文化祭2025

ながさきピース文化祭2025

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭

令和7年9月14日①→11月30日②

文化をみんなに
発表・共演・交流の機会が
文化をもっと豊かに面白くする
日本中が参加する文化の祭典



ながさきピース文化祭2025

第40回国民文化祭

第25回全国障害者芸術・文化祭

令和7年9月14日①→11月30日②

ながさき
ピース文化祭
2025とは

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭の統一名称(愛称)です。
ピース(平和)な時だからこそ、文化を思いきり楽しめる!
文化で生まれる交流が、ピースを育む! 文化芸術を通じて、
平和を長崎から国内外へ発信しようという思いを込めています。

キャッチフレーズ

文化を みんなに

文化は一定の人だけのものではなく、
みんなのもの! みんなで楽しめるもの!
文化には人と人をつなげる力がある
という思いを込めています。

ロゴマーク



平和の象徴「鳩」と、文化を育み、未来へ
と繋ぐ「手」がモチーフです。
ブルーは海外との文化の架け橋となった
「長崎県海」をイメージしています。
「ピース」に込められた平和の願い、
文化芸術を通じて生まれるハッピーな
交流、そして、手を差し伸べてお互いが
助け合う思いやりを表現しています。

基本方針

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------|--------------------|
| 歴史を紐解き、未来へ
つなぐ海外交流 | 文化芸術による
まちづくり | 文化資源を活かした
観光の推進 |
| 若者や子ども達が
創り出す新しい文化と
ながさきの未来 | 文化芸術を通じた
平和の継承 | 心のバリアフリー
の推進 |

開会式

令和7年9月14日①

アルカスSASEBO
(佐世保市)

閉会式

令和7年11月30日②

長崎ブリックホール
(長崎市)

スペシャルアンバサダー

アンバサダー



ながさきピース文化祭2025のスペシャル
アンバサダーとして、県内隔々の文化を日本
中に発信していきます。皆さまも一緒に
文化祭を盛り上げていきましょう。

シンガー・ソングライター さだまさし氏

主催

文化庁、厚生労働省、長崎県、
県内市町、長崎県実行委員会、
市町実行委員会、文化団体、
障害者関係団体 等

問い合わせ先

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭
長崎県実行委員会事務局(長崎県ながさきピース文化祭専用)
〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1
TEL:095-895-2765 FAX:095-894-3485



webサイトはコチラ



音声コード Uni-Voice

障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

目的

障害者による芸術文化活動の全国における裾野の拡大や芸術文化活動を通じた障害者と地域住民との交流機会の拡充を図ることを目的とする。

実施主体

都道府県（当該年度における障害者芸術・文化祭開催県を除く。）

事業の内容

1. 全国障害者芸術・文化祭と連携・連動して、障害者の芸術・文化活動の推進を目的として地域で開催される芸術・文化祭、展示、舞台公演又はフェスティバル等を実施する。
2. 美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する。

令和6年度の実施状況

障害者芸術・文化祭 開催県：令和6（2024）岐阜県

埼玉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、京都府、鳥取県、徳島県、福岡県、大分県（11）

(1) 基本的な考え方

- 補装具の支給基準額等(大臣告示)は、3年に1回の見直しを行っており、令和6年度に改定を実施したところである。
- 令和7年度は告示の運用について見直しを行う。

(2) 改正案の概要

- 姿勢保持装置と座位保持椅子の区分の明確化
 - 補聴援助システムに対する合理的配慮の明記及び支給基準の適正化
 - 電動車椅子簡易形アシスト式について、電動駆動装置等着脱式を含むことを明記
 - 施設入所者の判定についての記載を追加(指針のみ)
- 他、所要の改正を行う。

(3) スケジュール

- 5月:第66回補装具評価検討会における完成用部品指定審査についての議論
- 7月から8月:団体ヒアリング実施(実施団体数:28団体)
- 9月:団体ヒアリング意見取りまとめ
- 10月:第67回補装具評価検討会における団体ヒアリング結果の議論

(次項へ続く)

令和7年度 補装具の告示等改正(案)について

(3)スケジュール

- 1月17日:第68回補装具評価検討会にて、告示改正案の議論(本検討会)
- 1月30日:第69回補装具評価検討会にて、完成用部品指定審査の実施
- 2月中旬 :パブリックコメント募集
- 3月上旬 :第70回補装具評価検討会によるパブリックコメントを踏まえた議論
- 3月中下旬:大臣告示及び各種通知の改正
- 4月1日 :大臣告示及び各種通知の施行

改正案① 姿勢保持装置と座位保持椅子等の区分の明確化

(1) 現状と課題

- 補装具のうち児童のみを支給対象としている種目として、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具及び排便補助具の4種目が定められている。
- 児童のみを支給対象としている種目のうち、座位保持椅子及び頭部保持具の2種目については、成人になった際には姿勢保持装置での支給が可能であるが、自治体によっては、車載用の姿勢保持装置の支給自体を認めていないところもあるため、運用を適正化する必要がある。
- 児童は座位保持椅子だけでなく姿勢保持装置についても支給が可能であることから、座位保持椅子や頭部保持具は現状、車載用として支給されているのみである。しかし、姿勢保持装置と座位保持椅子では告示基準額が異なるため、全く同じ製品であっても姿勢保持装置の基準額は座位保持椅子の2倍以上となっている。

(2) 改正の方針

- 車載用の姿勢保持装置及び座位保持椅子については、成人も含め座位保持椅子で算定することとし、全国で統一した運用がなされるよう、告示を改正することとしたい。

(3) 具体的な改正内容

- 「座位保持椅子」は支給対象を児童に限定しない。種目名を「姿勢保持装置(車載用)」に改める。
- 「頭部保持具」は独立して使用されている実態がないことから、種目としては廃止し、付属品として取り扱う。

改正案① 姿勢保持装置と座位保持椅子等の区分の明確化

姿勢保持装置と座位保持椅子のどちらの種目で算定するかで2倍以上の価格差が生じている。

姿勢保持装置 182,235円

(内訳)	
基本価格(採寸)	頭・頸部 3,550
	体幹部 15,400
	骨盤・大腿部 15,400
支持部	頭部 9,700
	張り調整型 15,500
	モールド型 42,720
支持部の連結	固定 頸部 3,550
	遊動 腰部×2 7,700
(以下、付属品)	
体幹保持部品	頭頸部パッド 5,050
	体幹パッド×2 7,800
	肩ベルト×2 5,000
	胸ベルト 4,350
ベルト部品	股ベルト 4,700
支持部カバー	頭部 3,050
	体幹部 張り調整型 4,150
	骨盤・大腿部 モールド型 10,300
	脱着式加算×3 10,500
調整機構	前後調節 頭部支持部 3,500
	小計 171,920
	106/100を乗じた額 182,235

座位保持椅子 87,768円

(内訳)	
座位保持椅子	本体 26,100
	座面軟性内張り 5,350
	車載用 43,800
頭部保持具	7,550
	小計 82,800
	106/100を乗じた額 87,768



改正案② 合理的配慮を踏まえた補聴援助システムの支給基準の明記

(1) 現状と課題

- 令和6年4月1日から、改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮が義務化された。
- 補聴援助システムは、基本的に話者が使用するワイヤレスマイクと補聴器装用者が使用する受信機から構成され、機種によっては補聴器に受信機を取り付けるためのオーディオチューが必要となる。
- ワイヤレスマイクは教育機関の教員等の利用を想定し、小学校、中学校、特別支援学校における教材整備指針にも集団学習補聴器として記載されていることから、補装具費支給制度よりも合理的配慮を優先とする運用がなされている。
- 一方で受信機は装用中の補聴器に取り付けて使用するため、合理的配慮には馴染まず、補装具費支給制度による支給が適切であると考えられる。
- 補聴援助システムにおいては、メーカーによってワイヤレスマイクと受信機の価格比率が大きく異なっており、機種の選定に当たっては、ワイヤレスマイクと受信機は同じメーカーから販売されているものを選ぶ必要がある。

(2) 改正の方針

- 補聴援助システムの受信機は、補聴器の購入に補装具費が支給されている児者を支給対象者とする一方、ワイヤレスマイクは原則として合理的配慮による対応とすることを明記する。
- 補聴援助システムの購入にあたっては、ワイヤレスマイクと受信機の基準額を合算した価格の範囲内で購入に要した費用を認めることとする。一方で、修理に要した費用においては、ワイヤレスマイクと受信機の交換の額の範囲内でそれぞれ支給することとする。
- 各メーカーには、カタログにおいてメーカー希望小売価格を明記するよう依頼する。

改正案② 合理的配慮を踏まえた補聴援助システムの支給基準の明記

(3) 具体的な改正内容

- 補聴援助システムについての告示を次のとおり改正する。

(現行)「重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオチュー、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。」

※ 修理基準に掲げる交換の額

受信機交換	: 97,300円	}	→	合計:232,700円
ワイヤレスマイク交換	: 135,400円			
オーディオチュー交換	: 5,250円			

- ➡「耳かけ型で補聴援助システムを必要とする場合は、受信機及びワイヤレスマイクの価格の合計が232,700円の範囲内でそれぞれ必要な額を加算すること。オーディオチューを必要とする場合は、5,250円の範囲内で必要な額を加算すること。」

- メーカーカタログ等により送信機及び受信機の価格を明記し、かつ受信機及びワイヤレスマイクの価格の合計が232,700円以内の製品にのみ補装具費を支給できることとする。(要領の改正)
- ワイヤレスマイクの補装具費支給申請があった場合において、市町村は、教育機関や勤務先事業者等が合理的配慮によりワイヤレスマイクを整備できないことを電話等の方法により確認すること。また、申請者に対し、ワイヤレスマイクが必要となる場面を聴取し、真に必要と認められた場合にのみ支給するものとする。(要領の改正)
- 受信機内蔵の補聴器にあっては、受信機の購入費用は支給できないこととする。(要領の改正)

改正案③ 電動車椅子簡易形アシスト式に電動駆動装置等着脱式を追加

(1) 現状と課題

- 電動車椅子簡易形アシスト式については、JIS規格(T9201-2016)において定められており、「後輪ハンドリム駆動方式のもの」と定義されているが、「駆動」の動力に手動を含むのか、電動のみを指すのかは判然とせず、電動駆動装置等の取付方法も判然としない。
- しかし、近年の技術革新により、電動駆動装置等を利用者自身が着脱できる製品も販売されている。
- 加えて、(手動)車椅子を利用中の障害児者が、生活環境や体力の変化等に伴い、電動駆動装置等の取付けが必要な場合の取扱いが定められていない。(車椅子➡電動車椅子への機能追加の取扱い)

(2) 改正の方針

- 修理に要する費用も含め、補装具費の支給基準額内での支給が可能であれば、現在、電動車椅子簡易形アシスト式として流通している製品に加え、電動駆動装置等着脱式も電動車椅子簡易形アシスト式として支給可能とする。
- なお、電動駆動装置等のメーカー各社には、修理価格も含め、製品カタログにおいてメーカー希望小売価格及び転倒防止バーが含まれているか否かを明記するよう依頼し、補装具費支給制度を利用する場合は、購入だけでなく修理に要する費用についても基準額内である必要があることを周知する。
- (手動)車椅子を利用中の障害者等が、生活環境や体力の変化等に伴い、電動駆動装置等の取付けを希望する場合は、利用中の車椅子に電動駆動装置等を取り付ける費用を(手動)車椅子の修理費用として支給可能であることを明記する。

改正案③ 電動車椅子簡易形アシスト式に電動駆動装置等着脱式を追加

(3) 具体的な改正内容

○ 電動車椅子簡易形アシスト式の定義について、以下のとおり告示を改正する。

「車椅子に電動駆動装置~~又は及び~~制御装置を取り付けた(着脱可能なものも含む。)簡便な電動車椅子で、使用者が操作して使用する以下のものとする。」

○ 車椅子の修理について、以下の記載を告示備考欄に明記する。

「利用中の車椅子に電動駆動装置等を取り付ける場合は、1の(7)のウに掲げる上限価格の範囲内で修理価格とすること」

「(手動)車椅子を利用中の障害者等が、生活環境や体力の変化等に伴って、電動駆動装置等が必要な場合、電動駆動装置等の取付け費用については、車椅子の修理に要する費用として支給すること。なお、車椅子に電動車椅子簡易形の機能を追加する場合は、廃用による身体機能の低下を防止する観点から原則としてアシスト式を支給すること。」(要領)

○ 切替式、アシスト式双方の機能を持つものについては、アシスト式で算定する。(要領)

○ 算定方法として、以下を追記する。

「電動駆動装置及び制御装置については、製品カタログに購入価格及び修理価格が明記されており、かつ製品カタログ価格(税抜)が別表上限価格の範囲内である場合に限り、補装具費を支給することができること。修理価格が明記されていない場合は購入に要する費用を支給することはできないこと。」(要領)

改正案③ 電動車椅子簡易形アシスト式に電動駆動装置等着脱式を追加

【従来方式】

駆動輪に駆動装置等が取り付けられている。

JWX-2

介護保険対象品 補装具対象品

●駆動車輪径：20、22、24インチ



バッテリー・充電器は別売



電動アシスト
ハンドリム操作

車椅子用電動アシストユニット

JWX-2

JW-IIから約17年ぶりにフルモデルチェンジした電動アシストユニット。誰かに背中を押されているみたいに、上り坂でも驚きの「軽さ」と「なめらかさ」で操作できます。

メーカー希望小売価格（消費税10%を含む）

313,720円～

（税抜価格 285,200円～）

※バッテリー・充電器は別売

【着脱式】

駆動輪（オムニホイール）のついた駆動装置等を手動車椅子に取り付けて使用する。（着脱式）



製品の仕様

- モード：MX1, MX2, MX2+（モードの変更には、PushTrackerアプリ（[iOS](#) / [Android](#)）からの操作が必要になります）
- 走行距離：19.8km
- 最高速度：6km
- バッテリー：リチウムイオン
- 本体重量：5.7kg

価格

- メーカー希望小売価格：412,600円（税抜き） / 453,860円（税込み）

改正案④ 施設入所者の判定についての記載を追加（指針）

（１）現状と課題

○ 施設入所者に対し、補装具の来所判定が必要になる場合、施設から遠方の援護地に行くことが求められる場合があるが、施設には過重な負担となっている実態がある。

（２）改正の方針

○ 援護地を管轄する更生相談所は可能な限り、来所判定に代えてオンライン、動画又は書類による判定を行うこととし、それでも来所判定が必要と判断する場合にのみ、市町村が施設所在地を管轄する更生相談所に対し判定依頼を可能にすることと指針に定めることとしたい。

（３）具体的な改正内容

○ 指針第2に「2－4 施設入所者に対する事務処理」を以下のように追記する。

（１）申請の受付

市町村は、身体障害者から障害者総合支援法施行規則第65条の7の規定に基づき、様式例第1号の補装具費支給申請書の提出を受け、補装具費の支給に係る申請を受け付けた場合には、様式例第2号の調査書を作成すること。なお、申請書の提出は、郵送によるものでも差し支えないこと。

（２）更生相談所の判定を要するもの

市町村から判定依頼を受けた更生相談所は、オンライン、動画又は書類により判定を行うこと。但し、来所によらなければ支給の可否が判断できないと更生相談所が判断した場合は、来所による判定を行って差し支えない。その場合、市町村は必要に応じて、施設所在地を管轄する更生相談所に判定依頼を行うことができること。市町村から施設所在地を管轄する更生相談所に判定依頼があった場合、援護地の更生相談所は施設所在地の更生相談所の負担にならないよう、必要な情報の提供に努める等、連携を図ること。

【令和2年1月作成】

補聴器の使用を検討中の皆様、 そして、ご家族等の周囲の皆様へ。



【ポイント① 専門家の意見の事前把握】

★ **補聴器の購入の前に専門医に相談しましょう。**

★ 補聴器は、「**認定補聴器技能者**」などの専門知識・技術を持った者に**調整(フィッティング)**してもらうことが効果的です。

★ 専門知識・技術を持った者がいる販売店(**認定補聴器専門店**など)もあります。

【専門医に相談しない場合のデメリットの例】

- 1) 耳の炎症の治療を優先すべき場合など、購入の必要のない補聴器を購入する可能性があります。
- 2) 不必要に大きな音量の補聴器を使用し、症状が悪化する可能性があります。
- 3) 期待された効果が出ない可能性があります。

【補聴器の購入・利用の一般的なイメージ】

- 1) 医師の診察を受けます。
- 2) 補聴器販売店に相談し、調整を受けて自分の聞こえの状況に合う補聴器を購入します。
- 3) 生活を送る中で、必要に応じ、再度調整を受けます。また、聞こえに変化が生じた場合は、改めて医師の診察を受けます。

【ポイント② 契約を締結する前の心構えなど】

★ **店舗で補聴器を購入した場合や通信販売の場合、どれだけ高額の商品であったとしても、基本的に「クーリング・オフ」は適用されません。**

【クーリング・オフの基礎知識】(ハガキの書き方は裏面を参照。)

- 訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引及び訪問購入については、法定の申込書面又は契約書面を受け取ってから一定期間内であれば、クーリング・オフができます。
- 通信販売の場合、「返品は受け付けません」、「返品の場合は商品到着の翌日までの連絡厳守」等の特約を広告等に表示していない限りは、いわゆるクーリング・オフではありませんが、購入者が商品を受け取ってから8日以内であれば、売買契約の解除が可能です(送料は購入者負担)。

★ 難聴の方は、耳が聞こえにくいことで、契約締結などの際に支障が生じることもあり得ます。**周囲の方の支援**が重要です。

(周囲の皆様にご理解いただきたい難聴の基礎知識は裏面を参照。)

おかしいと思ったら。
心配なことがある場合は。

- 一人で悩まず、**消費者ホットライン 188**
(局番なしの3桁番号)等の関係機関にご相談ください。

作成取りまとめ: 消費者庁消費者政策課 (電話: 03-3507-8800(代表) FAX: 03-3507-7557)

[クーリング・オフを通知するハガキの記載イメージ]

簡易書留又は
特定記録郵便
として発送

●
●
●株式会社
御中

●
●
●市
●
●番地

ご自身の住所
ご自身の氏名

[要注意ポイント]

ハガキを出すときは、両面をコピーし、簡易書留や特定記録郵便として出した際の記録は必ず残しておきましょう。

契約解除通知書

契約年月日 令和●年●月●日

販売会社 ●株式会社

担当者氏名 ●●●●●●●●

商品名 「●●●●●●●●」 個

契約金額 ●●●●●●●●、●●●●●●●●円

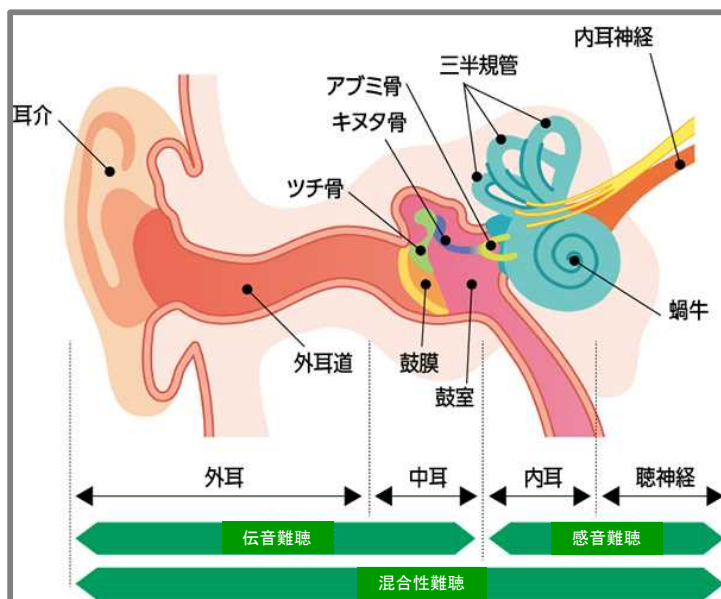
右の契約を解除いたします。

令和●年●月●日

ご自身の住所

ご自身の氏名

[難聴の類型と補聴器の効用]



伝音難聴とは。。。

外耳や中耳の損傷や炎症によって起こります。音量を大きくすれば聞き取りやすくなるので、補聴器の使用が効果的です。

感音難聴とは。。。

内耳・聴神経・脳の中核などの感音系の障害によって起こります。年齢が進むにつれ、または大きな音を聞きすぎたりすると、蝸牛の有毛細胞の数が減少するなどして機能が低下します。小さな音が聞き取りにくい、大きな音が響く・ひびく、聞こえても言葉の意味が分からない、などの症状が現れます。

しかし、最適な補聴器を選定し、適切に調整(フィッティング)をして使用すれば補聴器の効果が期待できます。

混合性難聴とは。。。

伝音難聴・感音難聴の両方の症状が現れます。中耳炎が悪化して内耳が障害を受けた場合を始め、いくつかのケースがあります。感音難聴と同じく最適な補聴器を選定し、適切に調整(フィッティング)をして使用すれば補聴器の効果が期待できます。

一般向けの普及啓発物

リーフレット
(一般向け)

ステッカー



ポスター



※自治体等を通じて配布

普及啓発動画(YouTube)

もっと知って身体障害者補助犬
ショートムービー



身体障害者補助犬の受入に関する接遇研修
～補助犬ユーザーから学ぶ～鉄道従業員
として知っておきたい接遇の極意

前半：弁護士による法令解説（約24分）
後半：介助の実技研修（約37分）

子ども向けの普及啓発

子ども向けのオンラインコンテンツ
「うんこドリルほじょ犬」

<https://world.unkogakuen.com/hojoken/>

＼日本一楽しいほじょ犬ドリル／
厚生労働省 × うんこドリル

ほじょ犬

協力：日本補助犬情報センター



海外使用者向けの普及啓発

英語版リーフレット 海外使用者向けポータルサイト

http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html



実働頭数、イベントのお知らせ等、最新情報を含めて、制度について厚生労働省ホームページで情報発信
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/hojoken/index.html

② 補助犬の受け入れのためのガイドブック等

令和元年度～令和2年度厚生労働科学研究「身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究」により、「受け入れガイドブック」(業界別)及び「衛生管理の手引き」を作成、周知。

●補助犬ユーザー受け入れガイドブック(計7編)

(例)

医療機関編

ガイドブック



パンフレット(ガイドブック概要)



公共交通機関編

ガイドブック



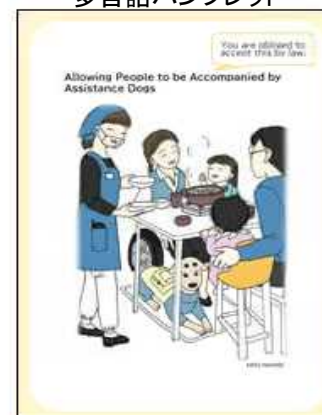
パンフレット(ガイドブック概要)



●補助犬使用者及び訓練事業者のための補助犬衛生管理の手引き



多言語パンフレット



- ※1 厚労省ホームページへの掲載、関係行政機関(国交省、農水省、都道府県等)の協力による各種業界への周知を実施。
※2 受け入れガイドブックは、医療機関編、公共交通機関編、宿泊施設編、飲食店編、複合商業施設編、賃貸住宅・分譲マンション編、保健所編を作成。多言語パンフレットも作成。(英語 中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、ベトナム語)

④ 身体障害者補助犬育成促進事業(地域生活支援促進事業)

令和7年度当初予算案 1.6億円 (1.6億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

身体障害者の自立と社会参加を促進するため、身体障害者補助犬の育成等に要する費用を助成するとともに、地域における補助犬に対する理解促進を図ることにより、補助犬ユーザーの社会参加がより一層促進されることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

① 補助犬の育成

補助犬を育成するための訓練を実施する。

対象経費は、認定された補助犬の訓練に要した経費に限る。

② 育成計画の作成

ア 補助犬に関するニーズの把握

イ 供給体制の把握と計画的な育成に向けた連携体制の構築

③ 理解促進、普及・啓発

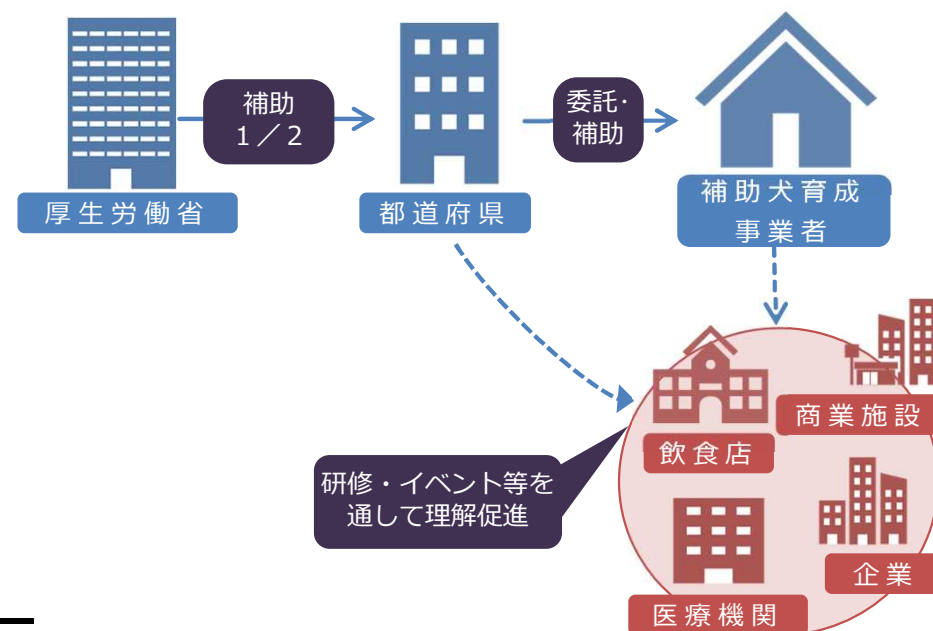
地域住民等に対するイベント等の開催、広報など、補助犬に対する理解促進や補助犬の普及・啓発を図るための取組を行うとともに、企業等に対し、業種毎（公共交通機関、医療機関、飲食店、宿泊施設、複合商業施設、賃貸住宅・分譲マンション等）の実情に即した研修や広報などを行う。

3 実施主体等

○ 実施主体：都道府県

○ 補助率：1／2

企業等向け理解促進、普及・啓発



事業実績：令和4年度38自治体（令和3年度37自治体）

海外の補助犬使用者を国内で受け入れるための対応について

懸念事項(H29)

1 海外から日本に短期間渡航する補助犬使用者を国内でどのように受け入れるべきかが不透明である。

※指定法人独自の取り組みで「一時認定証」を発行している例がある。

2 日本と海外各国の制度の理解不足に起因する、使用者と事業者間のトラブルが発生している。

※動物検疫に関する情報提供不足、客室内への補助犬の同伴の是非等

「国内外の身体障害者補助犬使用者への対応に関する調査研究」(平成29年度障害者総合福祉推進事業)

日本と海外各国で、「身体障害者補助犬」に対する定義が異なる。

- 日本…「身体障害者」の社会参加が目的。盲導犬、介助犬、聴導犬の3種に限る。
- 海外…「身体障害者」の社会参加の他、自閉症者や精神障害者等の精神安定、糖尿病患者の低血糖、てんかん発作を探知することを含む場合がある

日本と海外各国で、「補助犬」の認定方法が異なる。

- 日本…訓練・認定までのプロセスを補助犬法で規定。(表示の義務等)
- 海外…訓練・認定プロセスの法制がない国が多い。差別禁止法制でアクセス権を規定する例が多く、国や州によって質にばらつきがある恐れがある。そのため、育成団体が訓練した犬、個人が訓練した犬、偽を語る犬を区別する方法がない。

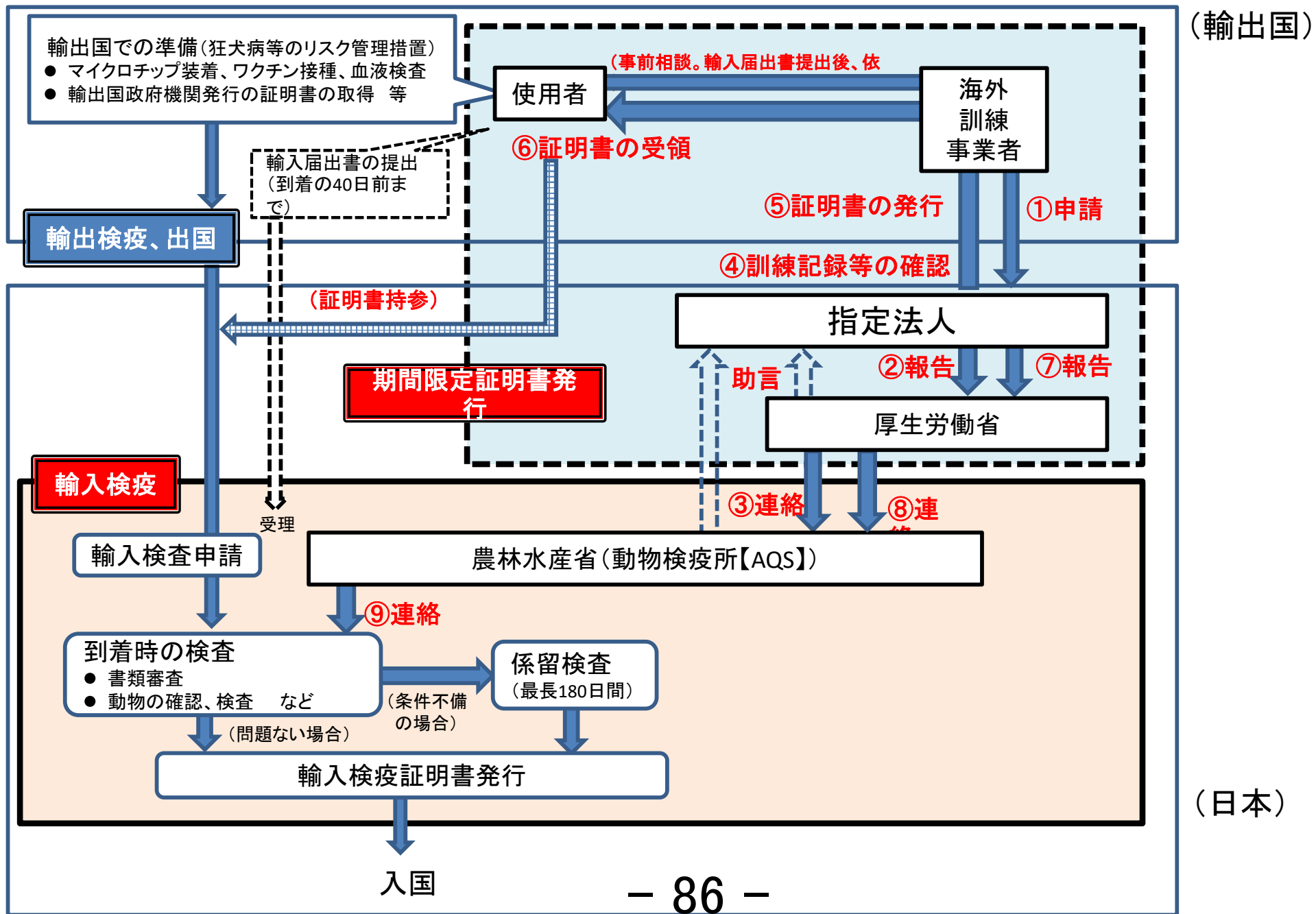
対応について

「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドライン」の制定について(平成30年11月21日 障企自発1121第1号)

渡航する補助犬について、日本の「身体障害者補助犬」と同等の質が確保されていると確認した上で、 統一的なプロセスで、その旨を証明する書類(期間限定証明書)を発行するよう、ガイドラインを制定して指定法人宛に通知。

日本の定義	同等である海外の補助犬の種類	訓練事業者の要件
盲導犬	Guide Dog	International Guide Dog Federation (IGDF) の認定団体
介助犬	Service Dog (Mobility Service Dogに限る)	Assistance Dog International (ADI) のうち、Mobility Service Dogの訓練を行っている認定団体
聴導犬	Hearing Dog	Assistance Dog International (ADI) のうち、Hearing Dogの訓練を行っている認定団体

海外の補助犬使用者の入国プロセス



令和7年度予算案 **2.0** 億円（令和6年度補正予算で**1.3** 億円計上）
令和6年予算額 **1.2** 億円

1 事業の目的

本事業は、**障害者の自立や社会参加等の促進に資する支援機器の開発及び普及促進の取組に対して補助を行うこと**を目的とする。

支援機器の開発においては、市場が小さく個別的で多岐にわたる製品が求められることから、機器開発企業が着想段階から事業化を検討する際に支援するための人材を育成し、障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングを図ることで障害に応じた機器開発が可能となるよう支援する。

普及促進の取組においては、支援機器の特徴や使い方等の情報を整理して広く情報発信することにより、支援機器の利用促進を図るとともに、実際に支援機器を使用してその効果を実証することを通じ、より障害者に適した製品となるよう改良を図り、支援機器を利用した障害者の社会参加等を促進する。

2 事業の内容

（1）自立支援機器の開発事業

①テーマ設定型事業 ②製品種目特定型事業 ③指定補助金等の交付等に関する指針(SBIR)(※)に基づく事業

障害者等の日常生活やコミュニケーションを支援する機器等（8テーマ）及び、盲ろう者が在宅で日常生活活動を行えるように支援する機器等（4種目）の機器を開発している企業、さらに支援機器の開発を目指すスタートアップ企業に対して、開発に要する費用の一部を補助する事業。

※「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に基づく指針

（2）障害者自立支援機器開発・普及啓発促進事業（新規）

①ニーズ・シーズマッチング強化事業 ②支援機器普及啓発促進事業

障害者等や医療福祉専門職等の使用者が抱える要望（ニーズ）と、開発機関や研究者などの支援機器の開発者が保有している技術（シーズ）のマッチングを図りながら意見交換を行う場を提供するとともに、障害者等が真に必要とする製品を選択し、適切に使用できるよう機器の特徴や使い方等を普及・周知することで支援機器の普及を加速させる事業。

（3）実証・普及支援モデル事業（新規）

①支援機器等導入実証事業 ②自立支援機器イノベーション人材育成事業

障害者等と開発企業の仲介に入り実証評価や機器の開発・改良を支援する人材を育成するとともに、障害者等を雇用している企業等において実際に支援機器を使用し、その効果（試用効果及び改良の示唆）について実証を行うことにより、障害者等の就労支援を促進する事業。

障害者自立支援機器等開発促進事業

障害保健福祉部企画課
自立支援振興室（内線3071）

3 事業のスキーム

(3)② 自立支援機器等 イノベーション人材育成事業

デザイン思考等を用いた開発プロセス
を体系的に学ぶワークショップの開催

(2)① ニーズ・シーズ マッチング強化事業

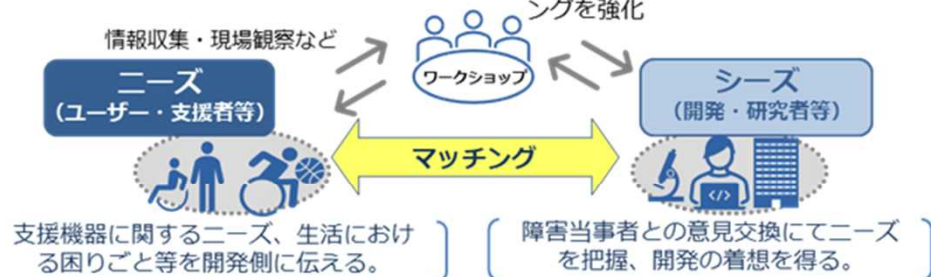
障害者や支援者のニーズ（課題や要望）と
企業や研究者等のシーズ（技術）のマッチ
ングを強化

(1) 自立支援機器の開発事業

実用的な支援機器の開発に要する費用を補助
※研究段階を終え基本設計はできているが、試作機の製作まで
には至っていないものが対象

(2)② 支援機器普及啓発促進事業

支援機器の特徴や使い方等をユーザーに広く
情報発信し、利用促進の更なる推進を図る事業

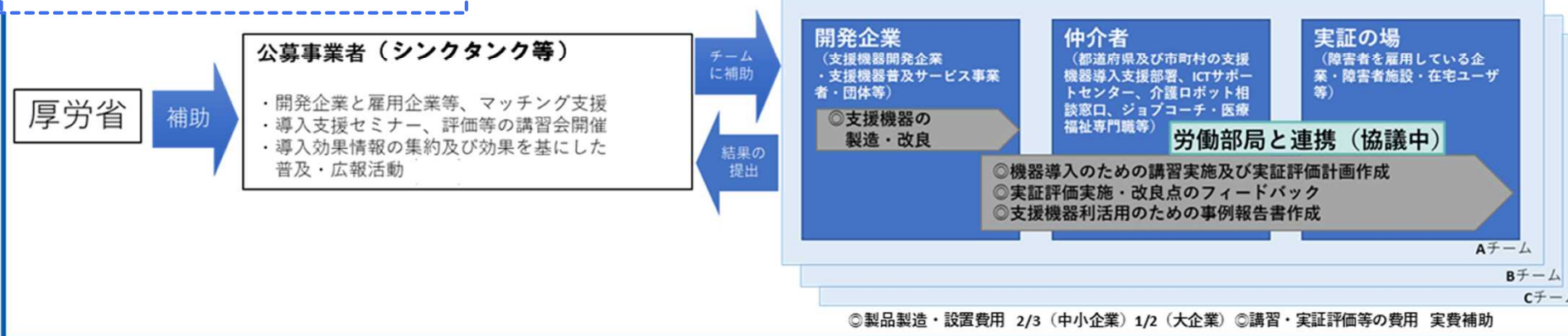


ニーズの把握・特定、コンセプト生成

試作機開発、実証実験、製品化

製品の普及

(3)① 支援機器等導入実証事業



4 実施主体

民間団体（公募）

5 補助率

(1) は、中小企業 2/3（※（1）-②③は初年度のみ10/10）、大企業・公益法人 1/2
(2) (3) は、定額（10/80相当）

88